

障害福祉サービス等報酬改定検討チームの 議論の状況について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」 開催要綱

平成30年8月13日
令和2年1月20日改正

1. 目的

障害福祉サービス等に係る報酬について、報酬改定の検討を行うため、厚生労働省内で「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行うこととする。

2. 当面の検討項目

- （1）障害福祉サービス等報酬改定の基礎資料を得るための各種調査について
- （2）令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について
- （3）その他

3. 検討チームの構成員等

- （1）厚生労働大臣政務官を主査、社会・援護局障害保健福祉部長を副主査とし、その他の構成員は別紙のとおりとする。
- （2）アドバイザーとして別紙の有識者の参画を求める。
- （3）主査が必要と認めるときは、関係者から必要な意見を聴くことができる。

4. 検討チームの運営

- （1）庶務は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が行う。
- （2）議事は公開とする。
- （3）その他、検討チームの運営に関し必要な事項は、検討チームが定める。

(別紙)

「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」 構成員等

主 査： 厚生労働大臣政務官
副 主 査： 社会・援護局障害保健福祉部長
構 成 員： 社会・援護局障害保健福祉部企画課長
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達
障害者支援室長兼地域生活支援推進室長

アドバイザー： 石津 寿恵 明治大学教授
井出 健二郎 和光大学学長
岩崎 香 早稲田大学人間科学学術院教授
小川 正洋 柏市保健福祉部障害福祉課長
小船 伊純 白岡市健康福祉部福祉課長
佐藤 香 東京大学社会科学研究所
社会調査・データアーカイブ研究
センター教授
田村 正徳 埼玉医科大学総合医療センター小児科
学教室特任教授、佐久大学客員教授
野澤 和弘 一般社団法人スローコミュニケーション代表、植草学園大学客員教授、毎日
新聞客員編集委員
橋本 美枝 医療法人聖母会成田地域生活支援
センター施設長
平野 方紹 立教大学教授

(敬称略、50音順)

令和2年障害福祉サービス等 経営実態調査の実施について(案)

令和2年障害福祉サービス等経営実態調査の実施について(案)

- 令和2年障害福祉サービス等経営実態調査については、以下のとおり実施してはどうか。

I. 調査概要

1. 調査の目的

本調査は、障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況を調査し、次期報酬改定の検討に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査時期及び公表時期

(1) 調査時期: 令和2年6月 (参考: 平成29年調査の実施時期は平成29年5月)

(2) 公表時期: 令和2年秋頃に公表予定。(参考: 平成29年調査の公表時期は平成29年11月)

3. 調査対象(全サービスが対象)

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、地域相談支援事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所

4. 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出(平成29年調査と同じ)

5. 抽出率

サービスごとの事業所数に応じて約6%～全数(母集団が1,000に満たないサービスについては、全数調査)

6. 調査項目

- ① 施設・事業所に関する事項: 定員、実利用者数、延利用者数、開所日数、事業活動収支状況 等
- ② 従事者に関する事項: 職種別の従事者数 等

令和2年障害福祉サービス等経営実態調査の実施について(案)(変更の考え方)

Ⅱ. 平成29年(前回)調査からの変更について

各サービスの収入及び支出等のデータについて、障害福祉サービス等報酬改定の検討に必要であることから、令和2年調査においても基本的に前回調査と同様とするが、回答者負担の軽減及び回収率等向上のため、以下の変更を行う。

なお、以下の変更による、本調査における収支差率や処遇状況等調査における平均給与額の集計への影響は無い。

1. 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査との項目整理

総務省から障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(以下「処遇状況等調査」という。)と類似している調査項目を整理し、回収率及び有効回答率の向上を促すよう指摘を受けている。(類似している項目は「職種別給与額」と「職種別従事者数」)

当該指摘に対して、以下の変更を行うこととする。

- ・ 前回調査実施後のアンケートで、「職種別給与額」が最も記載困難な項目であったこと及び処遇状況等調査において、職員別給与額の集計が可能であることから、本調査から左記項目を削除する。
- ・ 処遇状況等調査において「職種別従事者数」を削除する。

2. 回答者負担を軽減するための項目の変更・削除

サービス提供状況において、「開所日数」、「延べ訪問回数」及び「延べ利用者数」について、1年間分を調査していたが、回答者負担を軽減するため、調査年の3月分を調査することとする。

また、上記に伴い、「定員」、「開所日数」、「実利用者数」及び従事者数の状況においても調査年の3月分を調査することとする。
その他、収支差率の集計に影響しない項目を削除する。(詳細は次頁のとおり)

令和2年障害福祉サービス等経営実態調査の実施について(案)(主な変更点)

	平成29年調査	令和2年調査	備考
調査対象施設・事業所	○障害福祉サービス事業所 ○障害児通所支援事業所 ○地域相談支援事業所 ○障害児相談支援事業所 ○障害者支援施設 ○障害児入所施設 ○計画相談支援事業所	同 左	
調査の方法等	直近の会計年度(平成28年度)における収支等を調査	直近の会計年度(令和元年度)における収支等を調査	
法人・事業所の概要	事業所の基本情報、経営主体、活動状況等	前回の項目に会計期間を追加	
§ 1 会計の区分状況等	会計の区分状況等	同 左	
§ 2 サービス提供状況	定員(調査年の4月1日現在)	定員(調査年の3月1日現在)	調査時点を統一するために変更
	開所日数(直近年度の1年間)	開所日数(調査年の3月中)	回答者負担軽減のため変更
	実利用者数(調査年の4月中)	実利用者数(調査年の3月中)	調査時点を統一するために変更
	延べ訪問回数(直近年度の1年間)	延べ訪問回数(調査年の3月中)	回答者負担軽減のため変更
	延べ利用者数(直近年度の1年間)	延べ利用者数(調査年の3月中)	回答者負担軽減のため変更
	延べ床面積(m ²)あるいは割合(%)	同 左	
§ 3 従事者数の状況	職種別従事者数(調査年の4月分)	職種別従事者数(調査年の3月分)	調査時点を統一するために変更
§ 4 給与等の状況 ※ § (セクション)を削除	職種別給与額	削除	処遇状況等調査との項目整理により削除
	退職給付に係る費用	同 左	§ を事業活動収支の状況に移動
	法定福利費	削除	回答者負担軽減のため削除
§ 5 事業活動収支の状況 ※ § を4に繰り上げ	事業活動収益(収入)	同 左	
	長期借入金返済支出の状況	同 左	
	公設公営及び指定管理を行っている施設・事業所の補助金、指定管理料等の状況	同 左	
	事業活動費用(支出)	同 左	



政府統計

統計法に基づく国の統計調査
です。調査票情報の秘密の保
護に万全を期します。

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第6回 (R2. 2. 4)

資料4



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

秘

統計法に基づく一般統計調査

令和2年障害福祉サービス等経営実態調査

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

- この調査票は、今回調査対象となった障害福祉サービス及び障害児支援（以下「障害福祉サービス等」という。）等の状況を伺うものです。
- 調査対象となった障害福祉サービス等についてご記入ください。なお、調査票提出時には調査票の複写を1部お取り置きください。
- 本調査は統計法に基づき総務省より一般統計調査として承認されており、調査報告の秘密は保持され、調査報告の統計目的以外の使用は認められておりません。
- 本調査は、インターネットを利用してオンラインで回答いただけます。調査専用ホームページを用意しておりますので、ぜひご利用ください。(https://*****/****/)

※「調査対象となった障害福祉サービス等」とは、このページ右上のラベルに記載のサービスを指します。

問1. 調査対象となった障害福祉サービス等の活動状況について、該当する番号に○をつけてください。

- 令和元年度の当初又はそれ以前から活動中
- 令和元年度の途中から活動中
- 休止中（令和元年度にサービス提供実績がない場合も含む）
- 令和元年度末までに廃止

☞ 1と回答された場合（調査対象サービスが令和元年度の当初又はそれ以前から活動中）は、以下の項目に沿って回答を進めてください。

☞ 2～4と回答された場合は、以降は回答不要です。このまま調査票を返送してください。

住所・法人名・事業所名の確認	調査票1ページの右上に貼り付けられたラベル記載の法人名、法人本部住所、事業所名、事業所住所に誤りがある場合、下欄に正しい情報を記載してください。（誤りがない場合は記載不要です。）			
	法人名		法人本部住所	
	事業所名		事業所住所	
調査票に関する問合せ電話	—	—	調査票に関する問合せFAX	—
調査票に関する問合せメールアドレス	@			
調査票に関する問合せ担当者	部署 役職		(フリガナ) 氏名	
事業所設立年月	西暦 [] 年 [] 月			
経営主体 該当する番号1つに○をつけてください。	1. 都道府県、市区町村、一部事務組合（公設公営） 2. 都道府県、市区町村、一部事務組合（指定管理） 3. 社会福祉協議会 4. 社会福祉法人（社会福祉協議会以外） 5. 医療法人		6. 営利法人（株式・合名・合資・合同会社） 7. 特定非営利活動法人（NPO） 8. 国、のぞみの園、独立行政法人国立病院機構 9. 独立行政法人（のぞみの園、国立病院機構以外） 10. その他の法人（社団・財団、農協、生協、学校等）	
会計期間 該当する番号1つに○をつけてください。	1. 年単位（1月1日～12月31日） 2. 年度単位（4月1日～翌3月31日）		3. その他 （ 月 日～翌 月 日）	

この調査は報酬改定の基礎資料となる重要なものです。正確な統計を作るためにも、漏れなくご回答いただきますようご理解・ご協力をお願いします。

【提出期限】（オンライン提出の場合）令和2年●月●日（●）までに送信してください
（郵送による提出の場合）令和2年●月●日（●）までに投函してください

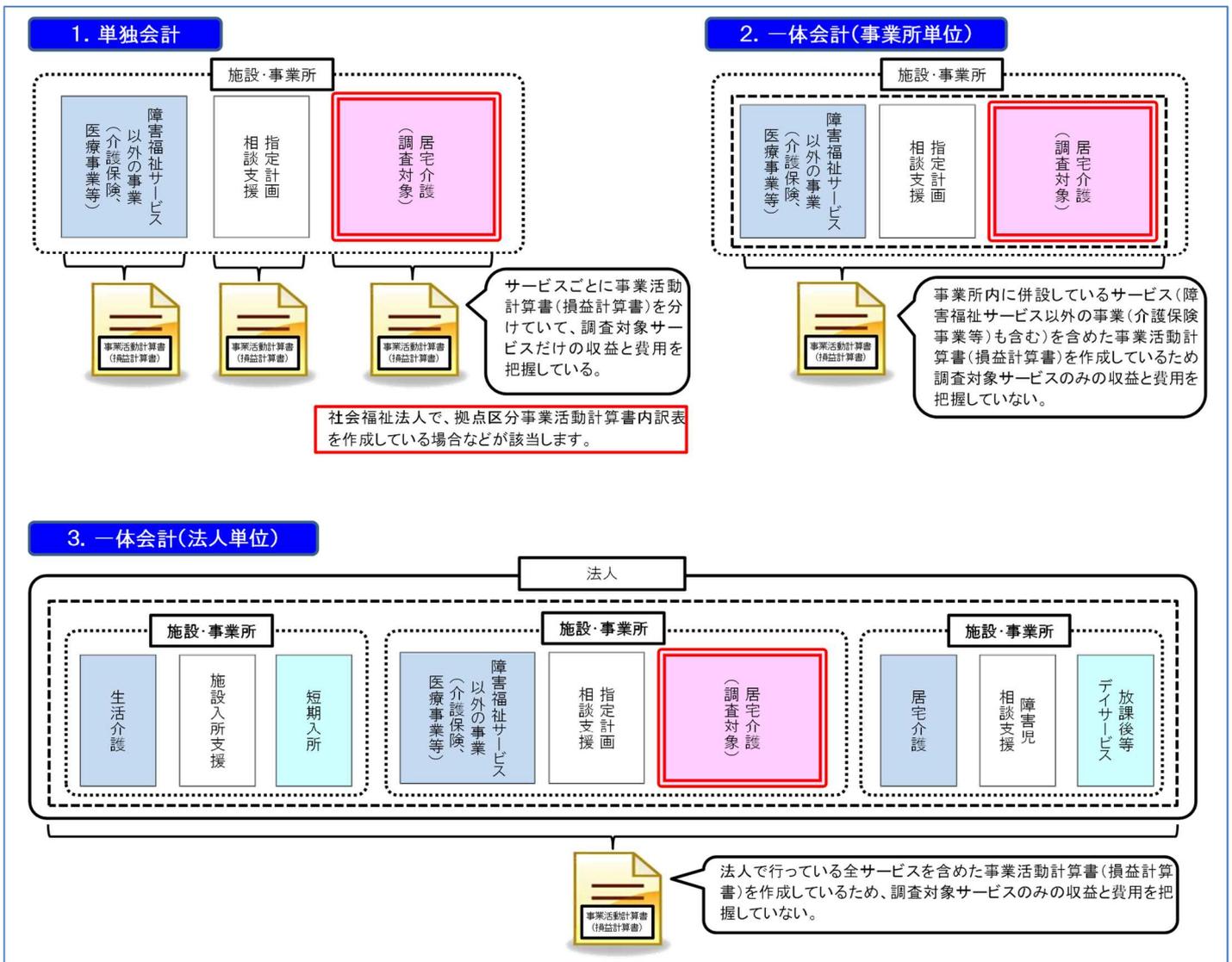
§ 1. 調査対象サービスが属する会計の区分状況等

問 2. 調査対象サービスが属する令和元年度の会計の区分状況について、該当する番号に○をつけてください。

1	1. 単独会計 ● 調査対象サービス単体の区分で会計処理を行っている（サービス区分の決算書類を作成している）
2	2. 一体会計（事業所単位） ● 調査対象サービスを提供する事業所において行っている、複数の障害福祉サービス等（障害福祉サービス等事業以外の事業（介護保険事業等）を行っている場合も含む）を一つの会計の区分として会計処理を行っている（拠点区分の決算書類を作成している）
3	3. 一体会計（法人単位） ● 複数の障害福祉サービス等事業及び障害福祉サービス等事業以外の事業（介護保険事業等）を含め、法人全体を一つの会計の区分として会計処理を行っている（拠点区分やサービス区分の決算書類は作成していない）

※ 収益（収入）は調査対象サービス分を把握しているが、費用（支出）は他の併設サービスと一体的にしか把握していないなど、部分的に調査対象サービス分の収益・費用を把握している場合は、一体会計としてください。

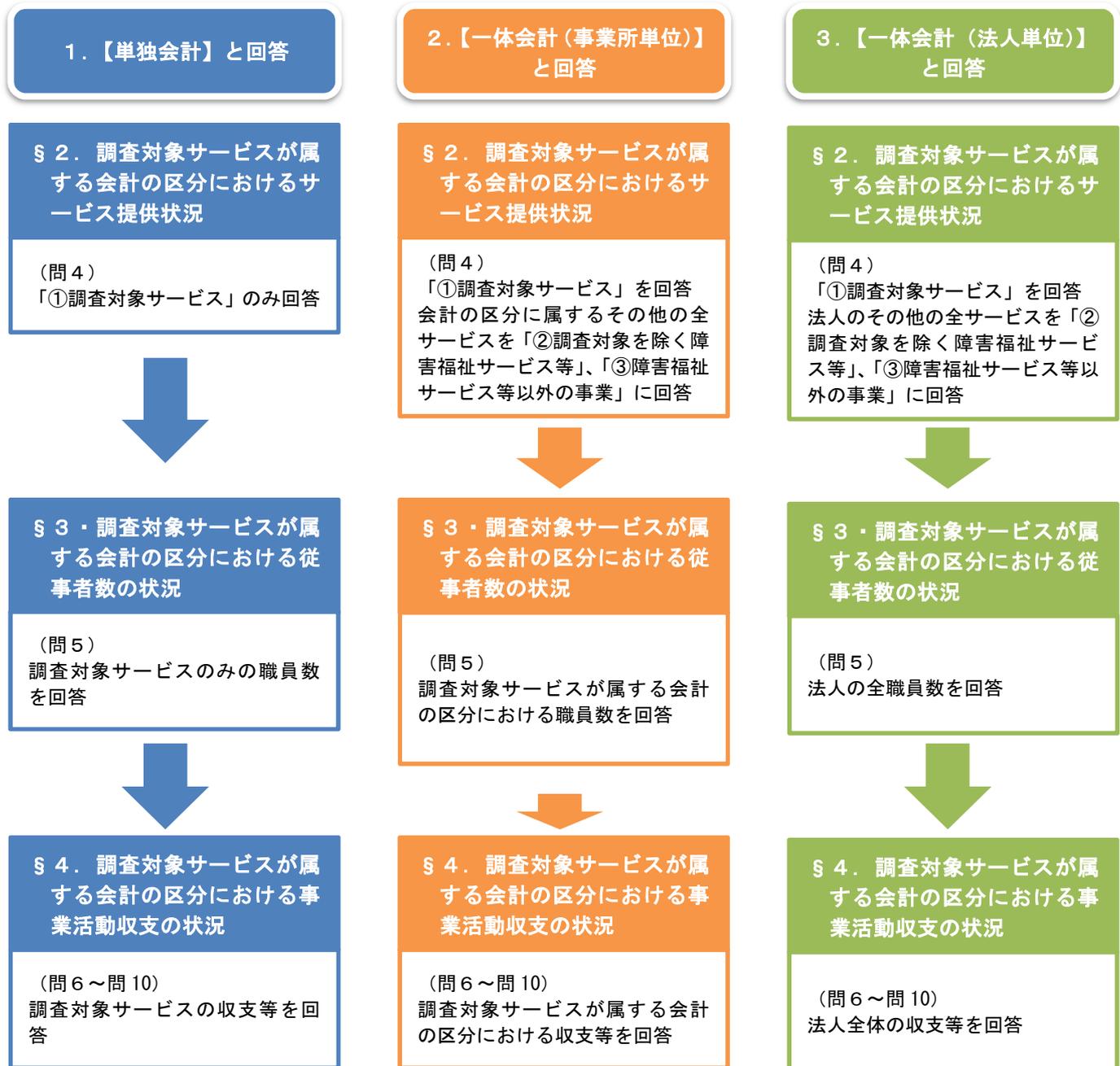
【会計の区分の例：居宅介護サービスが調査対象の場合】



問3. 前問で「2」または「3」と回答されたところにお聞きします。令和元年度の会計において、障害福祉サービス等事業以外の事業で、一体的に会計処理をされている事業(会計の区分に含まれる事業)について、該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 介護保険事業 | 6. 生活保護事業 |
| 2. 児童福祉事業 (障害児支援を除く) | 7. 地域生活支援事業 |
| 3. 医療保険事業 | 8. その他 () |
| 4. 老人福祉事業 | 9. 障害福祉サービス等事業以外は含まない |
| 5. 保育事業 | |

以降の § 2 ~ § 4 の質問については、前ページの問2で回答いただいた会計の区分状況について記載いただきますので、以下をご参照の上、記載の範囲をお確かめください。



§ 2. 調査対象サービスが属する会計の区分におけるサービス提供状況

問 4. 調査対象サービスが属する会計の区分における各サービスの提供の実績等を記入してください。

問 2 で選択した会計の区分に基づき記載してください

	定員	開所日数	実利用者数	延べ訪問回数	延べ利用者数	延べ床面積 (㎡) あるいは 割合 (%)
	令和 2 年 3 月 1 日現在	令和 2 年 3 月中	サービス毎の延べ床 面積あるいは割合の 概算値を記入			
①調査対象サービス						
	人	日	人	回	人	㎡ %
②調査対象を除く障害福祉サービス等						
1 居宅介護			人	回		㎡ %
2 重度訪問介護			人	回		㎡ %
3 同行援護			人	回		㎡ %
4 行動援護			人	回		㎡ %
5 療養介護	人		人		人	㎡ %
6 生活介護	人	日	人		人	㎡ %
7 短期入所	人		人		人	㎡ %
8 重度障害者等包括支援			人	回	人	㎡ %
9 施設入所支援	人		人		人	㎡ %
10 自立訓練（機能訓練）	人	日	人		人	㎡ %
11 自立訓練（生活訓練）	人	日	人		人	㎡ %
12 就労移行支援	人	日	人		人	㎡ %
13 就労継続支援 A 型	人	日	人		人	㎡ %
14 就労継続支援 B 型	人	日	人		人	㎡ %
15 就労定着支援			人		人	㎡ %
16 自立生活援助			人		人	㎡ %
17 共同生活援助 （介護サービス包括型）	人		人		人	㎡ %
18 共同生活援助 （日中サービス支援型）	人		人		人	㎡ %
19 共同生活援助 （外部サービス利用型）	人		人		人	㎡ %
20 計画相談支援			人		人	㎡ %
21 地域相談支援 （地域移行支援）			人		人	㎡ %
22 地域相談支援 （地域定着支援）			人		人	㎡ %
23 障害児相談支援			人		人	㎡ %
24 児童発達支援	人	日	人		人	㎡ %
25 医療型児童発達支援	人	日	人		人	㎡ %
26 放課後等デイサービス	人	日	人		人	㎡ %
27 居宅訪問型児童発達支援			人	回		㎡ %
28 保育所等訪問支援			人	回		㎡ %
29 福祉型障害児入所施設	人		人		人	㎡ %
30 医療型障害児入所施設	人		人		人	㎡ %
③障害福祉サービス等以外の事業						
						㎡ %

《問4の回答に当たっての留意事項》

設問の項目	説明			
定員	<ul style="list-style-type: none"> 施設・居住支援サービス、日中活動系サービス、障害児支援について、令和2年3月1日現在で許可・認可、届出をしている定員を記入してください。 多機能型事業所で複数サービスの定員合計を定めている場合は、各サービスの上限定員を記入してください（例：児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所で、合計定員10人を定めている場合は、それぞれの欄に「10人」と記入）。 空床型の短期入所は記入不要です。 			
開所日数	<ul style="list-style-type: none"> 日中系サービスの場合、令和2年3月の開所日数を記入してください。利用者がいない日であっても、事業所として営業・開所していた日は開所日にカウントしてください。 			
実利用者数	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月中の実利用者数を記入してください。 利用日数・回数に関係なく、3月中に1日・1回だけ利用した者も、複数日・複数回利用した者も、月途中で入退所した者も、「1人」とカウントしてください。 訪問型、施設外支援のみの在宅利用者についても、実利用者数にカウントしてください。 相談支援サービスの実利用者数は、令和2年3月の給付費対象人数を記入してください。 			
延べ訪問回数	<ul style="list-style-type: none"> 訪問系サービスについて、令和2年3月の延べ訪問回数を記入してください。 利用者1人の1回の訪問を複数の職員で行なった場合も、訪問回数は訪問した職員の数に関わりなく、「1回」とカウントしてください。 自立訓練の訪問分の回数は記入不要です。 			
延べ利用者数	<ul style="list-style-type: none"> 施設・居住支援系サービス、日中活動系サービス、障害児支援について、令和2年3月の延べ利用者数（1日の利用者数の月間合計）を記入してください（令和2年3月の報酬請求人数と一致します）。 入所日・退所日、入院・外泊の初日・最終日も「1日」とカウントしてください。 訪問型、施設外支援のみの在宅利用者についても、利用回数に応じてカウントしてください。 相談支援サービスの延べ利用者数は、令和2年3月の給付費対象人数合計を記入してください。 			
延べ床面積（㎡） あるいは割合（%）	<ul style="list-style-type: none"> 実施している障害福祉サービス等の事業で専用する延べ床面積を算出し、また一体的に会計を行っている他のサービス・事業と共用する床面積がある場合には、その共用床面積を各サービス・事業に配分し、先の専用床面積と合算して記入してください。床面積は小数点第1位を四捨五入し、整数で記入してください。 共用床面積は以下の例を参考に各サービス・事業へ配分を行ってください。 <p>【計算例】</p> <table border="1" data-bbox="359 1261 1366 1350"> <tr> <td style="text-align: center;">調査対象サービス専用 80㎡</td> <td style="text-align: center;">共用 10㎡</td> <td style="text-align: center;">他サービス・事業専用 20㎡</td> </tr> </table> <p>調査対象サービス専用部分：80㎡ 共用部分：10㎡ 調査対象サービス専用への共用部分床面積の配分：$8㎡ = 10㎡ \times (80㎡ / (80㎡ + 20㎡))$ したがって、調査対象サービス延べ床面積（専用部分+共用部分配分）=$80㎡ + 8㎡ = 88㎡$</p> <ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積の算出が難しい場合には、各サービスの延べ床面積の割合（%表記）を概ねの値にて記入してください。その場合には、当該欄を縦に足した合計が100%になるようご記入ください。（なお、3等分の場合の33%×3など、四捨五入の関係で合計100%にならない場合はそのままかまいません。） <p>【上記例の場合】 調査対象サービス延べ床面積割合概算値：80%（=88㎡） 他サービス・事業延べ床面積概算値：20%（=22㎡）</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査対象サービスの専用部分が決めがたい場合は、該当する床面積をサービス・事業数で等分した床面積としてください。（例：障害福祉の居宅介護と介護保険の訪問介護を行っている事業所で、該当する床面積は事務所スペースのみ、すべて共用の場合、それぞれの欄に「事務所の床面積を2等分した面積」を記入） 	調査対象サービス専用 80㎡	共用 10㎡	他サービス・事業専用 20㎡
調査対象サービス専用 80㎡	共用 10㎡	他サービス・事業専用 20㎡		

§ 3. 調査対象サービスが属する会計の区分における従事者数の状況

問5. 調査対象サービスが属する会計の区分において、令和2年3月に在籍していた職種別の職員数を記入してください（記入に当たっては、必ず記入要領を確認してください）。

- 「**実人数**」については、換算や按分の必要はありません。問2で選択した会計の区分における**実際の人数**を記入してください。
- 「**調査対象サービス分に換算した人数**」は、調査対象サービスに従事した勤務時間を「施設・事業所が定めている常勤の従業者が勤務すべき時間数」で割って求めた換算人数としてください。
 - ※ 「調査対象サービス分に換算した人数」及び「常勤換算人数」は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位までを記入してください。ただし、得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」としてください（最小値は0.1とし、0にはしないでください）。
 - ※ 複数の職種に従事している場合、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入してください。主として従事している職種を決めがたい場合、番号の若い順に優先して記入してください。

令和2年3月分

職 種	常 勤		非 常 勤		
	実人数	調査対象サービス分に換算した人数	実人数	常勤換算人数	調査対象サービス分に換算した人数
1 施設長・管理者	人	人	人	人	人
2 サービス管理責任者	人	人	人	人	人
3 児童発達支援管理責任者	人	人	人	人	人
4 サービス提供責任者	人	人	人	人	人
5 医師	人	人	人	人	人
6 看護職員（保健師、看護師、准看護師）	人	人	人	人	人
7 理学療法士・作業療法士	人	人	人	人	人
8 機能訓練担当職員（言語聴覚士含む（経過措置含む））	人	人	人	人	人
9 地域移行支援員	人	人	人	人	人
10 就労支援員	人	人	人	人	人
11 職業指導員	人	人	人	人	人
12 就労定着支援員	人	人	人	人	人
13 地域生活支援員	人	人	人	人	人
14 心理指導担当職員（公認心理師を含む）	人	人	人	人	人
15 生活支援員	人	人	人	人	人
16 ホームヘルパー	人	人	人	人	人
17 世話人	人	人	人	人	人
18 児童指導員	人	人	人	人	人
19 保育士	人	人	人	人	人
20 障害福祉サービス経験者*	人	人	人	人	人
21 相談支援専門員	人	人	人	人	人
22 地域移行支援従事者・地域定着支援従事者	人	人	人	人	人
23 訪問支援員	人	人	人	人	人
24 管理栄養士	人	人	人	人	人
25 栄養士	人	人	人	人	人
26 調理員	人	人	人	人	人
27 事務員	人	人	人	人	人
28 その他の職員	人	人	人	人	人

※「20 障害福祉サービス経験者」は、児童発達支援・放課後等デイサービスの人員配置基準における「障害福祉サービス経験者」として任用・配置した職員がいる場合に記入してください。

《問5の回答に当たっての留意事項》

- 「常勤職員」とは、施設・事業所の所定労働時間（1週間に勤務すべき時間が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）のすべてを勤務している者をいいます。所定労働時間のすべてを勤務しているパートタイマーは常勤職員となります。「非常勤職員」とは、常勤職員以外の従事者をいいます。常勤・非常勤の別は勤務時間によるもので、契約上の身分（正規・非正規）によるものではありません。
- 「調査対象サービス分に換算した人数」について、勤務時間による換算が困難な場合は、サービス利用者数、訪問回数などの適切な基準で換算をしてください。
- ※ より詳細な計算方法・計算例などは記入要領を参照ください。

「調査対象サービス分に換算した人数」の計算例

※就業規則上の常勤従事者の1週間の勤務時間を「40時間」と定めている事業所の例

例1	<p>障害者支援施設で、同一の会計の区分に施設入所支援（調査対象）と生活介護があり、週の勤務時間が施設入所支援30時間、生活介護10時間の常勤の生活支援員が4人在籍している場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #f28b82;">施設入所支援（調査対象） 30時間</td> <td style="text-align: center; background-color: #a0c4ff;">生活介護 10時間</td> </tr> </table> <p>生活支援員の実人数：4人 調査対象サービス分に換算した人数：$(4人 \times 30時間) / 40時間 = 3人$</p>	施設入所支援（調査対象） 30時間	生活介護 10時間	
施設入所支援（調査対象） 30時間	生活介護 10時間			
例2	<p>同一の会計の区分で障害福祉の居宅介護（調査対象）、介護保険の訪問介護、地域生活支援事業の移動支援を行っている事業所で、非常勤のホームヘルパー10人の週の合計勤務時間が250時間、そのうち居宅介護に従事した合計時間が20時間だった場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #f28b82;">居宅介護（調査対象） 20時間</td> <td style="text-align: center; background-color: #a0c4ff;">訪問介護 200時間＋移動支援 30時間</td> </tr> </table> <p>ホームヘルパーの実人数：10人 常勤換算人数：$250時間 / 40時間 = 6.25 \rightarrow 6.3人$ 調査対象サービス分に換算した人数：$20時間 / 40時間 = 0.5人$</p>	居宅介護（調査対象） 20時間	訪問介護 200時間＋移動支援 30時間	
居宅介護（調査対象） 20時間	訪問介護 200時間＋移動支援 30時間			
例3	<p>同一の会計の区分で計画相談支援（調査対象）、地域相談支援、障害児相談支援を行っている事業所で、常勤の相談支援専門員の週の勤務時間が50時間、そのうち計画相談支援に20時間従事したが、事業所運営などの間接業務にも10時間従事している場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #f28b82;">計画相談支援（調査対象） 20時間</td> <td style="text-align: center; background-color: #a0c4ff;">地域相談支援 15時間 障害児相談支援 5時間</td> <td style="text-align: center; background-color: #d9ead3;">間接業務 10時間</td> </tr> </table> <p>相談支援専門員の实人数：1人 調査対象サービス分に換算した人数： ①直接業務の勤務時間 20時間 ②間接業務の配分 $10時間 \times (20時間 / 40時間) = 5時間$（直接業務の勤務時間比で配分） したがって、$(①+②) / 40時間 = 0.625 \rightarrow 0.6人$（分母は実際の勤務時間ではなく規定の勤務時間）</p>	計画相談支援（調査対象） 20時間	地域相談支援 15時間 障害児相談支援 5時間	間接業務 10時間
計画相談支援（調査対象） 20時間	地域相談支援 15時間 障害児相談支援 5時間	間接業務 10時間		
例4	<p>障害者支援施設で、同一の会計の区分に短期入所（調査対象）、施設入所支援、生活介護があり、非常勤の事務員3人の週の合計勤務時間が90時間、すべて間接業務で調査対象の従事時間を決めたい場合 事務員の实人数：3人 常勤換算人数：$90時間 / 40時間 = 2.25 \rightarrow 2.3人$ 調査対象サービス分に換算した人数： 短期入所利用者数（延べ人数）／施設の総利用者数（延べ人数）＝10%だった場合、 $(90時間 \times 10\%) / 40時間 = 0.225 \rightarrow 0.2人$（勤務時間で換算できないため、延べ利用者数で換算）</p>			

問6以降については、複数のサービスについてご回答いただいている事業所で、会計の区分が同一であり、すでに他の調査票で同一の内容を回答いただいている場合は、本調査票での回答を省略することができます。その場合は、回答を記入いただいた調査票番号をここに記入し、本調査票の回答は終了です。

⇒

調査票番号

§ 4. 調査対象サービスが属する会計の区分における事業活動収支の状況

問6. 令和元年度の1年間における退職給付に係る費用を内容別に記入してください。

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

令和元年度1年分

科 目	金 額			
	億	百万	千	円
①社会福祉施設職員等退職手当共済の掛け金額				
②全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の掛け金額				
③中小企業退職金共済制度の掛け金額				
④その他の共済制度の掛け金額				
⑤退職給与（給付）引当金繰入額（①～④以外）				
⑥退職金として支出（①～⑤の計上分以外）				

問7. 事業活動収益（収入）

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

令和元年度の1年分の事業活動収益（収入）について記入してください。

- 問2で、
 - ・「**1. 単独会計**」と回答した場合は、調査対象サービスにおける収益（収入）について記入してください。
 - ・「**2. 一体会計（事業所単位）**」と回答した場合は、調査対象サービスが属する事業所全体の収益（収入）について記入してください。
 - ・「**3. 一体会計（法人単位）**」と回答した場合は、法人全体の集計（収入）について記入してください。
- 科目名については、採用している会計基準により異なっている場合がありますので、記入要領を参照して適宜読み替えをしてください。
- お手数ですが、複数の費目をまとめて記入することはせず、個別費目ごとに金額を記入してください。金額については、概算にせず一の位まで記入してください。

令和元年度1年分

科 目		金 額			
		億	百万	千	円
事業活動収益（収入）	1. 自立支援給付費等収益（収入）				
	計				
	(1) 介護給付費収益（収入）				
	小計				
	① 居宅介護				
	② 重度訪問介護				
	③ 同行援護				
	④ 行動援護				
	⑤ 重度障害者等包括支援				
	⑥ 療養介護（経過の療養介護を含む）				
	⑦ 生活介護				
	⑧ 経過的生活介護				
	⑨ 短期入所				
	⑩ 施設入所支援				
	⑪ 経過的施設入所支援				
	(2) 訓練等給付費収益（収入）				
	小計				
	① 共同生活援助				
	② 自立訓練（機能訓練）				
	③ 自立訓練（生活訓練）				
	④ 宿泊型自立訓練				
	⑤ 就労移行支援				
	⑥ 就労継続支援A型				
	⑦ 就労継続支援B型				
	⑧ 就労定着支援				
	⑨ 自立生活援助				
	(3) サービス利用計画作成費収益（収入）				
	小計				
	① 地域相談支援（地域移行支援）				
	② 地域相談支援（地域定着支援）				
	③ 計画相談支援				
	④ 障害児相談支援				
	(4) 障害児施設等給付費収益（収入）				
小計					
① 福祉型障害児入所施設					
② 医療型障害児入所施設					
③ 児童発達支援					
④ 医療型児童発達支援					
⑤ 放課後等デイサービス					
⑥ 居宅訪問型児童発達支援					
⑦ 保育所等訪問支援					

科 目		金 額					
		億	百万	千	円		
事業活動収益（収入）（続き）	2. 利用者負担金収益（収入）					計	
	(1) 居宅介護						
	(2) 重度訪問介護						
	(3) 同行援護						
	(4) 行動援護						
	(5) 重度障害者等包括支援						
	(6) 療養介護（経過的療養介護を含む）						
	(7) 生活介護						
	(8) 経過的生活介護						
	(9) 短期入所						
	(10) 施設入所支援						
	(11) 経過的施設入所支援						
	(12) 共同生活援助						
	(13) 自立訓練（機能訓練）						
	(14) 自立訓練（生活訓練）						
	(15) 宿泊型自立訓練						
	(16) 就労移行支援						
	(17) 就労継続支援A型						
	(18) 就労継続支援B型						
	(19) 就労定着支援						
	(20) 自立生活援助						
	(21) 福祉型障害児入所施設						
	(22) 医療型障害児入所施設						
	(23) 児童発達支援						
	(24) 医療型児童発達支援						
	(25) 放課後等デイサービス						
	(26) 居宅訪問型児童発達支援						
	(27) 保育所等訪問支援						
	3. 補足給付費収益（収入）						
	4. 特定費用収益（収入）						
5. 措置費収益（収入）						計	
(1) 福祉型障害児入所施設							
(2) 医療型障害児入所施設							
(3) その他							
6. 運営費収益（収入）							
7. その他の事業収益（収入）						計	
(1) 補助金事業収益（収入）							
(2) 受託事業収益（収入）							
(3) その他							
8. 障害福祉サービス以外の事業による収益（収入）						計	
(1) 介護保険事業収益（収入）							
(2) 医療機関としての入院・外来収益（収入）							
(3) 就労支援事業・授産事業収益（収入）							
(4) その他							
9. その他の収益（収入） ※1～8以外の収益（収入）の合計額を記入							
事業活動収益（収入）計							

問 8 . 長期借入金返済支出の状況

○ 貸借対照表の固定負債に長期借入金があり、資金収支計算書、キャッシュフロー計算書に償還支出を計上している場合は、その金額を記入してください。

問 2 で選択した会計の区分に基づき記載してください

令和元年度 1 年分

科 目	金 額			
	億	百万	千	円
設備資金借入金元金償還支出				
長期運営資金借入金元金償還支出				
その他の長期借入金償還支出				

問 9 . 公設公営及び指定管理を行っている施設・事業所の補助金、指定管理料等の状況

公設公営施設及び指定管理を行っている施設・事業所の場合にご回答ください。

○ 公設公営または指定管理による運営を行っている施設・事業所において、設置者からの運営補助金、指定管理料の金額を記入してください。また、報酬、利用料等を收受して、全額を設置者に返還する預り金等がある場合、その金額を記入してください。

問 2 で選択した会計の区分に基づき記載してください

令和元年度 1 年分

科 目	金 額			
	億	百万	千	円
設置者からの運営補助金				
指定管理料				
預り金（設置者への返還金）				

問10. 事業活動費用（支出）及び事業活動外収支・特別収支

○ 事業活動費用（支出）等について、採用している会計基準に該当するページに記入してください。

会計基準	①社会福祉法人会計	②病院会計	③企業会計、NPO会計、 その他の会計
該当ページ	12ページ	14ページ	15ページ

①社会福祉法人会計

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

- 問2で、
 - ・「1. 単独会計」と回答した場合は、調査対象サービスにおける費用等について記入してください。
 - ・「2. 一体会計（事業所単位）」と回答した場合は、調査対象サービスが属する事業所全体の費用等について記入してください。
 - ・「3. 一体会計（法人単位）」と回答した場合は、法人全体の費用等について記入してください。
- 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式（各支出費目に消費税額を算入した値）で記入してください。
- 金額については、概算にせざるの位まで記入してください。

令和元年度1年分

科 目	金 額				
	億	百万	千	円	
サービス活動費用	1. 人件費				
	うち退職給付費用				
	うち派遣職員費				
	2. 事業費				
	(1) 給食費				
	(2) 介護用品費				
	(3) 保健衛生費				
	(4) 水道光熱費				
	(5) 燃料費				
	(6) 消耗器具備品費				
	(7) 保険料				
	(8) 賃借料				
	① 設備器械				
	② その他の賃借料（①に該当しないもの）				
	(9) 車両費				
	(10) 雑費				
	(11) その他経費（(1)～(10)に該当しないもの）				
	3. 事務費				
	(1) 福利厚生費				
	(2) 旅費交通費				
	(3) 研修研究費				
	(4) 事務消耗品費				
	(5) 印刷製本費				
	(6) 水道光熱費				
	(7) 燃料費				
	(8) 修繕費				
	(9) 通信運搬費				
	(10) 広報費				
	(11) 業務委託費				
	① 給食委託費				
② 送迎委託費					
③ 清掃委託費					
④ その他委託費（①～③に該当しないもの）					

科 目		金 額			
		億	百万	千	円
サービス活動費用(続き)	(12) 保険料				
	(13) 賃借料				
	① 設備器械				
	② その他の賃借料 (①に該当しないもの)				
	(14) 土地・建物賃借料				
	① 土地				
	② 建物及び建物付属設備				
	(15) 租税公課				
	(16) 保守料				
	(17) 雑費				
	(18) その他経費((1)～(17)に該当しないもの)				
	4. 就労支援事業費用				
	5. 授産事業費用				
	6. 利用者負担軽減額				
	7. 減価償却費				
	(1) 建物及び建物付属設備減価償却費				
	(2) その他減価償却費				
	8. 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲			
9. 徴収不能額					
10. 徴収不能引当金繰入					
11. その他費用 ※1～10以外の費用の合計額を記入					
サービス活動費用計(1～11の合計)					
サービス活動外収益					
うち借入金利息補助金収益					
サービス活動外費用					
うち支払利息					
特別収益					
うち事業区分間繰入金収益					
うち拠点区分間繰入金収益					
特別費用					
うち事業区分間繰入金費用					
うち拠点区分間繰入金費用					
うち法人本部に帰属する繰入金費用					
うち法人本部のサービス区分間繰入金費用					

②病院会計

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

- 問2で、
 - ・「1.単独会計」と回答した場合は、調査対象サービスにおける費用等について記入してください。
 - ・「2.一体会計(事業所単位)」と回答した場合は、調査対象サービスが属する事業所全体の費用等について記入してください。
 - ・「3.一体会計(法人単位)」と回答した場合は、法人全体の費用等について記入してください。
 - 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式(各支出費目に消費税額を算入した値)で記入してください。
 - 金額については、概算にせざ一の位まで記入してください。
- ※ 派遣職員に係る費用については、法人で人件費として処理されている分は「給与費」、業務委託費として処理されている分は「委託費」に計上し、二重計上はしないでください。

令和元年度1年分

科 目		金 額			
		億	百万	千	円
医業・介護費用	1. 給与費				
	うち退職給付費用				
	うち派遣職員費				
	2. 材料費				
	3. 委託費				
	計				
	(1)検査委託費				
	(2)給食委託費				
	(3)清掃委託費				
	(4)派遣委託費				
	(5)その他の委託費((1)～(4)に該当しないもの)				
	4. 設備関係費				
	計				
	(1)減価償却費				
	①建物及び建物付属設備減価償却費				
	②その他減価償却費				
	(2)機器賃借料				
	(3)地代家賃				
	(4)修繕費				
	(5)車両関係費				
	(6)その他の設備関係費((1)～(5)に該当しないもの)				
	5. 研究研修費				
	6. 経費				
	計				
	(1)福利厚生費				
	(2)旅費交通費				
	(3)通信費				
(4)水道光熱費					
(5)消耗品費					
(6)保険料					
(7)租税公課					
(8)雑費					
(9)その他の経費((1)～(8)に該当しないもの)					
7. その他の医業費用(1～6に該当しないもの)					
医業・介護費用計(1～7の合計)					
本部経費配賦額					
医業・介護外収益					
計					
1. 受取利息・配当金					
2. 補助金収益					
3. その他の医業・介護外収益(1、2に該当しないもの)					
医業・介護外費用					
計					
1. 支払利息					
2. 徴収不能額					
3. その他の医業・介護外費用(1、2に該当しないもの)					
臨時収益					
臨時費用					
法人税、住民税及び事業税					

③企業会計、NPO会計、その他の会計

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

- 問2で、
 - ・「1.単独会計」と回答した場合は、調査対象サービスにおける費用（支出）等について記入してください。
 - ・「2.一体会計（事業所単位）」と回答した場合は、調査対象サービスが属する事業所全体の費用（支出）等について記入してください。
 - ・「3.一体会計（法人単位）」と回答した場合は、法人全体の費用（支出）等について記入してください。
- 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式（各支出費目に消費税額を算入した値）で記入してください。
- 金額については、概算にせざるの位まで記入してください。
 - ※ NPO法人会計で経常費用を「事業費」「管理費」に区分している場合は、各勘定科目に合算して記載してください。
 - ※ 派遣職員に係る費用については、法人で人件費として処理されている分は「人件費」、業務委託費として処理されている分は「委託料」に計上し、二重計上はしないでください。

令和元年度1年分

科 目		金 額			
		億	百万	千	円
売上原価・経常費用（支出）	1. 人件費				
	うち退職給付費用				
	うち派遣職員費				
	2. 経費				
	(1) 給食材料費				
	(2) 車輛費				
	(3) 光熱水費				
	(4) 福利厚生費				
	(5) 旅費交通費				
	(6) 研修費				
	(7) 通信運搬費				
	(8) 賃借料				
	① 土地				
	② 建物及び建物付属設備				
	③ 設備器械				
	④ その他の賃借料（①～③に該当しないもの）				
	(9) 保険料				
	(10) 租税公課				
	(11) 委託料				
	① 派遣委託費				
	② 給食委託費				
	③ 送迎委託費				
	④ 清掃委託費				
⑤ その他の委託費（①～④に該当しないもの）					
(12) その他の経費（(1)～(11)に該当しないもの）					
3. 減価償却費					
(1) 建物及び建物付属設備減価償却費					
(2) その他減価償却費					
4. その他の売上原価・経常費用（1～3に該当しないもの）					
売上原価・経常費用計（1～4の合計）					
本部経費配賦額					
営業外収益					
計					
1. 受取利息					
2. 受取配当金					
3. 補助金収入					
4. その他の営業外収益（1～3に該当しないもの）					
営業外費用					
計					
1. 支払利息					
2. 徴収不能額					
3. その他の営業外費用（1、2に該当しないもの）					
特別利益					
特別損失					
法人税、住民税及び事業税					

*** 記入内容について確認させていただく場合がありますので、調査票の複写を1部お手元に保存いただきますようお願いいたします。 ***

*** 調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。 ***

【調査に関するお問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
「令和2年障害福祉サービス等経営実態調査」事務局

【電 話】 0000-000-000 (フリーダイヤル)
※受付時間 平日 9:30~17:30 (土・日・祝日を除く)

【FAX】 00-0000-0000

【メール】 *****@*****. **

【調査専用ホームページ】 https://*****/*****/

令和2年度障害福祉サービス等従事者 処遇状況等調査の実施について(案)

令和2年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の実施について(案)

○ 令和2年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査については、以下のとおり実施してはどうか。

I. 調査概要

1. 調査の目的

本調査は、障害福祉サービス等従事者の給与等を調査し、障害福祉サービス等報酬改定の影響等の評価を行うとともに、報酬改定のための基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査時期及び公表時期

(1) 調査時期: 令和2年4月 (参考: 平成30年度調査の実施時期は平成30年10月)

(2) 公表時期: 令和2年秋頃に公表予定。(参考: 平成30年度調査の公表時期は平成31年4月)

3. 調査対象(全サービスが対象)

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、地域相談支援事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所

4. 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出(平成30年度調査と同じ)

5. 抽出率

サービスごとの事業所数に応じて約4%～全数(母集団が1,000に満たないサービスについては、全数調査)

6. 調査項目

処遇改善加算等の状況(福祉・介護職員等特定処遇改善加算(以下「特定処遇改善加算」という。)の状況含む。)、給与等の状況、障害福祉サービス等の提供状況、特定処遇改善加算における賃金改善状況別従事者数、職員の処遇状況(性別、年齢、職種、職位、資格の取得状況、兼務の状況、勤務開始年月日、特定処遇改善加算の状況、雇用・勤務形態、実労働日数、実労働時間、基本給の支払形態、基本給の額、手当の額、一時金の額) 等

令和2年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の実施について(案)(変更の考え方)

Ⅱ. 平成30年度(前回)調査からの変更について

令和2年度調査においては、大きく以下の3つの考え方に基づき変更を行う。

1. 特定処遇改善加算の状況把握等

令和元年10月から創設された「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の状況把握及び影響の検証を速やかに行うため、調査時期を10月(9月給与)から4月(3月給与)に変更し、特定処遇改善加算に関する項目を追加する。

2. 障害福祉サービス等経営実態調査との項目整理

総務省から障害福祉サービス等経営実態調査(以下「経営実態調査」という。)と類似している調査項目を整理し、回収率及び有効回答率の向上を促すよう指摘を受けている。(類似している項目は「職種別給与額」と「職種別従事者数」)

当該指摘に対して、以下の変更を行うこととする。

- ・ 本調査で「職種別給与額」など、職員の属性に応じた分析が可能であることから、経営実態調査から左記項目を削除する。
- ・ 「職種別従事者数」は、経営実態調査で把握されていれば足りることから、本調査から左記項目を削除する。

なお、上記変更による、本調査における平均給与額や、経営実態調査における収支差率の集計への影響は無い。

3. 回答者負担を軽減するための項目の削除

特定処遇改善加算に関連する項目の追加による回答者の負担を軽減するため、前回調査で把握している項目のうち、変化が少ないと考えられる項目を削除する。(詳細は次頁のとおり)

令和2年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の実施について(案)(主な変更点)

	平成30年度調査	令和2年度調査	変更理由
調査対象施設・事業所	○障害福祉サービス事業所 ○障害者支援施設 ○障害児通所支援事業所 ○障害児入所施設 ○地域相談支援事業所 ○計画相談支援事業所 ○障害児相談支援事業所	同 左	
職員個人の処遇状況における調査対象者	調査日に調査対象施設・事業所に在籍する以下の者 ○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者 ○看護職員 ○理学療法士 ○作業療法士 ○聴能訓練担当職員・言語機能訓練担当職員(言語聴覚士を含む) ○機能訓練担当職員 ○地域移行支援員 ○就労支援員 ○職業指導員 ○心理指導担当職員 ○生活支援員 ○ホームヘルパー ○世話人 ○児童指導員又は指導員 ○保育士 ○相談支援専門員 ○地域移行支援従事者・地域定着支援従事者 ○就労定着支援員 ○地域生活支援員 ○訪問支援員 ○管理栄養士 ○栄養士 ○調理員 ○事務員	○療養介護、生活介護、施設入所支援における「医師」を追加	・経営実態調査との調査項目の整理により、経営実態調査の調査項目にあった医師の給与額を当調査で把握可能とするために追加
調査の方法等	平成29年と平成30年ともに在籍している者については、各年9月の給与等を調査	平成30年度と令和元年度ともに在籍している者については、各年度の3月の給与等を調査	特定処遇改善加算の状況を速やかに把握するために変更
処遇改善加算の届出状況	○加算の届出状況:加算の(Ⅰ)～(Ⅴ)又は特別加算の届出状況を調査	同 左	
	○加算(Ⅰ)の届出を行わない理由 加算(Ⅱ)の届出を行っている事業所について、加算(Ⅰ)の届出を行わない理由を調査	削除	平成30年度調査において状況を把握しており、回答者の負担軽減のために削除
	○加算(Ⅱ)の届出を行わない理由 加算(Ⅱ)の届出を行っていない事業所について、届出を行わない理由を調査 このうち、キャリアパス要件(Ⅰ)又は(Ⅱ)を満たすことが困難と回答している事業所について、さらに具体的な事情を調査	削除	
	○処遇改善加算の届出を行わない理由 いずれの加算の届出も行っていない事業所について、届出を行わない理由を調査 このうち、「対象職種の制約のため困難」、「事務作業が煩雑」と回答している事業所について、さらに具体的な事情を調査	同 左	
特定処遇改善加算の届出状況	—	○加算の届出状況 加算(Ⅰ)、(Ⅱ)等の届出状況を調査	特定処遇改善加算の状況把握のために追加
	—	○加算の配分範囲 加算を配分した職員の範囲を調査	
	—	○勤続年数の取扱い 「経験・技能のある障害福祉人材」を判断する際の勤続年数の取扱いについて調査	
	—	○賃金改善の内容 「経験・技能のある障害福祉人材」の賃金改善の内容等を調査	
	—	○加算の届出を行わない理由 加算の届出を行っていない事業所について、届出を行わない理由を調査	
従事者の状況	○調査対象サービスの従事者数 調査対象サービスに従事する常勤職員・非常勤職員について実人数・常勤換算人数を職種別に調査	削除	経営実態調査との調査項目の整理により削除
		○特定処遇改善加算における賃金改善状況別従事者数(実人数)を新設	特定処遇改善加算の状況把握のために追加
職員個人の処遇状況	○性別、年齢、職種、職位、資格の取得状況、兼務の状況、勤務開始年月日、雇用・勤務形態、実労働日数、実労働時間、基本給の支払形態、基本給の額、手当の額、一時金の額	○特定処遇改善加算における賃金改善の対象となるグループに関する項目等を追加	特定処遇改善加算の状況把握のために追加

§ 2. 調査対象サービスにおける福祉・介護職員処遇改善加算等の状況

経営主体が、
「国、のぞみの園、独立行政法人国立病院機構」である
 調査対象サービスが、
「就労定着支援」
「自立生活援助」
「計画相談支援」
「地域相談支援（地域移行支援）」
「地域相談支援（地域定着支援）」
「障害児相談支援」である



左記のいずれかに該当する場合、§ 2は
 記入不要です。
 6ページ「§ 3. 調査対象サービスにお
 ける給与等の状況」に進んでください。

複数のサービスについてご回答いただいている事業所で、加算届出等の回答内容
 が他の調査票と同一となる場合は、本調査票の問2～問4の回答を省略するこ
 とができます。回答を記入いただいた調査票番号をここに記入し、問5に進んで
 ください。

調査票番号

問2. 調査対象サービスにおける福祉・介護職員処遇改善加算等の届出状況について、平成30年度・令和元年度の
 年度別に該当する番号に○をつけてください。

	平成30年度	令和元年度
1. 処遇改善加算（Ⅰ）	1	1
2. 処遇改善加算（Ⅱ）	2	2
3. 処遇改善加算（Ⅲ）	3	3
4. 処遇改善加算（Ⅳ）	4	4
5. 処遇改善加算（Ⅴ）	5	5
6. 処遇改善特別加算	6	6
7. 届出をしていない	7	7

▶【1～6と回答した場合】

処遇改善加算または処遇改善特別加算について、賃金改善をいずれの項目で行っているか、該当する番号に○を
 つけてください。（複数回答可）

	平成30年度	令和元年度
1. 給与表（賃金表等）を改定して賃金水準を引き上げることで対応（予定）	1	1
2. 定期昇給を実施することで対応（予定）	2	2
3. 毎月支給される手当として対応（予定）	3	3
4. 一時金（賞与・その他の臨時支給分）として対応（予定）	4	4
▶【4と回答した場合】 一時金の支給時期（月）を記載してください。	月	月
	月	月
	月	月
	月	月

※「賃金水準」とは、決まって支給する給与のうち、基本給の水準をいいます（以下同じ）。

問2で令和元年度に「7」を回答 → 問3へ進んでください ←

問2で令和元年度に「1～3」を回答 → 問4へ進んでください ←

問2で令和元年度に「4～6」を回答 → 問5へ進んでください ←

【問2で、令和元年度に「7. 届出をしていない」と答えた方にお伺いします】

問3. 処遇改善加算等の令和2年度の届出状況等

(1) 処遇改善加算、処遇改善特別加算の令和2年度の届出状況について、該当する番号に○をつけてください。

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 届出をした (する予定) | 2. 届出をする予定はない |
|-----------------|---------------|

- (1) で「1」を回答 ➡ 6 ページ問5に進んでください
(1) で「2」を回答 ➡ (2) ~ (4) を回答してください

(2) 処遇改善加算、処遇改善特別加算のいずれの届出も行わない理由について、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | |
|---|
| 1. 対象職種の制約のため困難
2. キャリアパス要件を満たすことが困難
3. 職場環境等要件を満たすことが困難
4. 事務作業が煩雑
5. 令和3年度以降の取り扱いが不明
6. 追加費用負担の発生
7. 非常勤職員等の処遇上の問題 (勤務実態が多様で均等な処遇改善が困難等)
8. 利用者負担の増加
9. 賃金改善の必要性がない
10. その他 ()
11. 特に理由はない、分からない |
|---|

【1と回答した場合】

➡(3) 「対象職種の制約のため困難」とする具体的な事情について、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | |
|---|
| 1. 福祉・介護職員のみを加算の対象者としているため、職種間の賃金のバランスがとれなくなるため
2. 同一法人内に加算の対象外の事業所があるため、事業所間の賃金のバランスがとれなくなるため
3. 職種間の公平性を保つために、加算の対象外である職種に対しても持ち出しによる賃金の改善を行わざるを得なくなるため
4. その他 () |
|---|

➡**【4と回答した場合】**

(4) 「事務作業が煩雑」とする具体的な事情について、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | |
|--|
| 1. 福祉・介護職員処遇改善計画書を作成するための事務作業が煩雑であるため (どのように作成したらよいかわからない場合も含む)
2. 福祉・介護職員処遇改善実績報告書を作成するための事務作業が煩雑であるため (どのように作成したらよいかわからない場合も含む)
3. 勤務時間や勤務日数等に応じて、処遇改善加算の総額から個々の職員の支給額を算定する事務作業が煩雑であるため
4. 届出に必要な事務を行える職員がいなかったため
5. その他 () |
|--|

➡ 6 ページ 「§ 3. 調査対象サービスにおける給与等の状況」に進んでください

(6) 調査対象サービスにおいて「経験・技能のある障害福祉人材」に該当するか判断する際の勤続年数の取扱いについて、いずれか該当する番号に○をつけてください。

1. 10年以上の勤続年数を有する者のみ対象としている
2. 10年以上の勤続年数を有する者に加え、5年以上10年未満の者も対象としている
3. その他 ()

(7) 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は行うこととされている賃金改善の内容について、調査対象サービスにおいて実施した賃金改善等の状況に該当する番号に○をつけてください。(1～3は複数回答可)

1. 月額平均8万円以上の賃金改善を実施した
2. 改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施した
3. 既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる
4. 月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者を設定することができなかった

▶【4と回答した場合】 あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため
2. 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難であるため
3. 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になることから、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため
4. その他 ()

👉 6 ページ 「§ 3. 調査対象サービスにおける給与等の状況」に進んでください

【問4(1)で「2. 届出をしていない」と答えた方にお伺いします】

(8) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の令和2年度の届出状況について、該当する番号に○をつけてください。

1. 届出をした(する予定)
2. 届出をする予定はない

(9) 前問で「2. 届出をする予定はない」と答えた方にお伺いします。福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出を行わない理由について、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

1. 特定処遇改善加算に基づく賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため(※賃金改善の仕組みを定める知識・経験を有する職員がいない場合も含む)
2. 特定処遇改善加算に基づく賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため
3. 特定処遇改善加算に基づく賃金改善の仕組みを設けることにより、賃金管理を行うことが今後難しくなるため
4. 特定処遇改善加算に基づく賃金改善の仕組みを設けることにより、職種間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため
5. 特定処遇改善加算に基づく賃金改善の仕組みを設けることにより、事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため
6. 特定処遇改善加算に基づく賃金改善の仕組みを設けることにより、介護職員間の賃金バランスがとれなくなることが懸念されるため
7. 賃金改善の仕組みについて、法人内又は施設・事業所内で合意形成することが難しいため(※3、4、5又は6による場合を除く)
8. 令和3年度以降の取扱いが不明なため
9. 特定処遇改善加算の計画書や実績報告書の作成が煩雑であるため
10. 追加の費用負担が発生するため
11. 利用者負担が発生するため
12. 賃金改善の必要性がないため
13. その他 ()

👉 6 ページ 「§ 3. 調査対象サービスにおける給与等の状況」に進んでください

§ 3. 調査対象サービスにおける給与等の状況

複数のサービスについてご回答いただいている事業所で、給与等の状況の回答内容が他の調査票と同一となる場合は、本調査票の問5～問6の回答を省略することができます。回答を記入いただいた調査票番号をここに記入し、問7に進んでください。

⇒

調査票番号

1. 給与等の状況について

問5. 給与等の状況について

(1) 令和元年10月1日～令和2年3月31日の間の調査対象サービスにおける従事者の給与等の状況について、該当する番号に○をつけてください。

1. 給与等を引き上げた 2. 現在は平成30年度の給与水準を維持しているが、1年以内に引き上げる予定 3. 平成30年度の給与水準を維持しており、1年以内に引き上げる予定はなし 4. 給与等を引き下げた 5. その他 ()	} }	「1」又は「2」を選択 →引き続き問5(2)～(4) を回答してください 「3」又は「4」を選択 →問6へ進んでください
---	----------------------------	--

☞8ページ「2. 給与等の引上げ以外の処遇改善等の取組について」に進んでください

※ 「給与等」とは、決まって支給する給与（基本給・手当）と一時金をまとめたもの（手取り額ではなく、所得税や社会保険料などを控除する前の額）をいいます（以下同じ）。

※ 「給与水準」とは、法人の労働契約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与の水準をいいます（以下同じ）。

(2) 令和元年10月1日～令和2年3月31日の間の調査対象サービスにおける従事者の給与等の引上げ（手当の新設を含む）の内容について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる予定の場合も、本問についてお答えください。（複数回答可）

1. 定期昇給以外の賃金水準を引上げ（引き上げる予定を含む） 2. 定期昇給（毎年一定の時期に昇給制度に従って行われる昇給）を維持して実施（引き上げる予定を含む） 3. 各種手当を引上げまたは新設（予定） 4. 一時金（賞与・その他の臨時支給分）の支給金額を引上げまたは新設（予定） 5. 凍結または減額していた定期昇給（手当、賞与等を含む）を再開 6. その他 ()
--

▶ 【3と回答した場合】

・具体的に引上げまたは新設（予定）する手当（複数回答可）

1. 夜勤手当 2. 時間外手当（早朝・深夜・休日手当等） 3. 家族（扶養）手当 4. 通勤手当・交通費 5. 移動手当 6. 職務手当（役付手当等）	7. 資格手当 8. 研修手当 9. 処遇改善手当 10. 特定処遇改善手当 11. その他 ()
---	--

(3) 令和元年10月1日～令和2年3月31日の間の給与等の引上げ（手当の新設を含む）の対象者について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる（手当の新設を含む）予定の場合も、本問についてお答えください。

※ 調査対象サービスが、計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援の場合、「処遇改善加算の対象職種」については「相談支援専門員」と読み替えてお答えください。

1. 施設・事業所の職員全員
2. 施設・事業所の職員全員のうち、一定の要件を満たす者
3. 調査対象サービスに従事する処遇改善加算(または処遇改善特別加算)の対象職種全員
4. 調査対象サービスに従事する処遇改善加算(または処遇改善特別加算)の対象職種のうち、一定の要件を満たす者
5. 加算の算定に関わらず、特定の職種の職員全員
6. 加算の算定に関わらず、特定の職種の職員のうち、一定の要件を満たす者
7. その他 ()
8. 未定

【2、4又は6と回答した場合】

▶ 具体的な引上げ（予定）の要件（複数回答可）

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| 1. 勤続年数 | 6. 管理職以外 |
| 2. 経験年数 | 7. 勤務形態（常勤・非常勤） |
| 3. 資格の保有 | 8. 雇用形態（正規・非正規） |
| 4. サービス管理・提供責任者、児童発達支援管理責任者 | 9. 勤務時間 |
| 5. 管理職 | 10. 人事評価の結果 |
| | 11. その他 () |

(4) 令和元年10月1日～令和2年3月31日の間の調査対象サービスにおける従事者の給与等の引上げ（手当の新設を含む）の理由について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる予定の場合も、本問についてお答えください。（複数回答可）

1. 特定処遇改善加算を踏まえて給与等を引き上げた（予定）
2. 処遇改善加算・処遇改善特別加算を踏まえて給与等を引き上げた（予定）
3. 令和元年度報酬改定や処遇改善加算・特別加算の算定に関わらず給与等を引き上げた（予定）
4. その他 ()

☞ 8 ページ 「2. 給与等の引上げ以外の処遇改善等の取組について」に進んでください

【問5(1)で「3」又は「4」と答えた方にお伺いします】

問6. 令和元年10月1日～令和2年3月31日の間に給与等の引上げ（手当の新設を含む）を行わなかった理由について、該当する番号に○をつけてください。（複数回答可）

1. 平成31年3月末までに給与等を引き上げているため
2. 人員配置を厚くして職員の業務負担軽減を図ることを優先したため
3. 現在の給与水準が他の施設・事業所と比べ高いため
4. 制度の今後の動向等について見通しが立たず、長期的な事業計画が立てられないため
5. 経営が安定しないため
6. 増収分を借入金の返済にあてたため
7. 障害福祉サービス等の報酬の収入が減少したため
8. 支出が収入を上回ったため
9. その他 ()

☞ 8 ページ 「2. 給与等の引上げ以外の処遇改善等の取組について」に進んでください

2. 給与等の引上げ以外の処遇改善等の取組について

問7. 給与等の引上げ以外の処遇改善等の取組の実施状況

令和元年10月1日～令和2年3月31日の間の、調査対象サービスにおける給与等の引上げ以外の処遇改善等の取組み状況について、項目ごとに該当する1～5の欄いずれか1つだけに○をつけてください。

(注)

従来・・・令和元年9月30日以前

今回・・・令和元年10月1日～令和2年3月31日

今後・・・1年間を目途

	令和元年10月1日～令和2年3月31日の実施状況				
	従来より実施しており、今回、更に充実した(今後充実する予定を含む)	従来より実施しており、今回、内容等を変更していない	従来、実施していなかったが、今回、新たに実施した	従来及び今回、実施しているが、今回、実施する予定	従来及び今回、実施していません
■ 資質の向上					
①働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む。)	1	2	3	4	5
②研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	1	2	3	4	5
③小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度の構築	1	2	3	4	5
④キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス等事業者に限る。)	1	2	3	4	5
⑤その他、資質の向上に資する取組み ()	1	2	3	4	5
■ 職場環境・処遇の改善					
⑥新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入	1	2	3	4	5
⑦管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	1	2	3	4	5
⑧ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む。))による福祉・介護職員の事務負担の軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担の軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化	1	2	3	4	5
⑨福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入	1	2	3	4	5
⑩子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	1	2	3	4	5
⑪ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	1	2	3	4	5
⑫事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	1	2	3	4	5
⑬健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	1	2	3	4	5
⑭その他、職場環境・処遇の改善に資する取組み ()	1	2	3	4	5
■ その他					
⑮中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)	1	2	3	4	5
⑯障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮	1	2	3	4	5
⑰非正規職員から正規職員への転換	1	2	3	4	5
⑱職員の増員による業務負担の軽減	1	2	3	4	5
⑲その他 ()	1	2	3	4	5

§ 4. 調査対象サービスの提供状況（平成31年3月、令和2年3月）

問8. 障害福祉サービス等の提供状況

調査対象サービスの提供状況について記入してください。

※ 下表の、調査対象サービスに該当する欄に記入してください。それ以外の欄は記入不要です。

※ 具体的な記入方法については、記入要領を参照してください。

サービス 区 分	平成31年3月の状況			令和2年3月の状況		
	定 員	延 べ 訪問回数	延 べ 利用者数	定 員	延 べ 訪問回数	延 べ 利用者数
	3月31日時点の定 員を記入	3月中の「延べ訪 問回数」を記入	3月中の「延べ利 用者数」を記入	3月31日時点の定 員を記入	3月中の「延べ訪 問回数」を記入	3月中の「延べ利 用者数」を記入
1 居宅介護		回/月			回/月	
2 重度訪問介護		回/月			回/月	
3 同行援護		回/月			回/月	
4 行動援護		回/月			回/月	
5 療養介護	人		人/月	人		人/月
6 生活介護	人		人/月	人		人/月
7 短期入所	人		人/月	人		人/月
8 重度障害者等包括支援		回/月	人/月		回/月	人/月
9 施設入所支援	人		人/月	人		人/月
10 自立訓練（機能訓練）	人		人/月	人		人/月
11 自立訓練（生活訓練）	人		人/月	人		人/月
12 就労移行支援	人		人/月	人		人/月
13 就労継続支援A型	人		人/月	人		人/月
14 就労継続支援B型	人		人/月	人		人/月
15 就労定着支援			人/月			人/月
16 自立生活援助			人/月			人/月
17 共同生活援助（介護サービス包括型）	人		人/月	人		人/月
18 共同生活援助（日中サービス支援型）	人		人/月	人		人/月
19 共同生活援助（外部サービス利用型）	人		人/月	人		人/月
20 計画相談支援			人/月			人/月
21 地域相談支援（地域移行支援）			人/月			人/月
22 地域相談支援（地域定着支援）			人/月			人/月
23 障害児相談支援			人/月			人/月
24 児童発達支援	人		人/月	人		人/月
25 医療型児童発達支援	人		人/月	人		人/月
26 放課後等デイサービス	人		人/月	人		人/月
27 居宅訪問型児童発達支援		回/月			回/月	
28 保育所等訪問支援		回/月			回/月	
29 福祉型障害児入所施設	人		人/月	人		人/月
30 医療型障害児入所施設	人		人/月	人		人/月

§ 5. 調査対象サービスの賃金改善状況別従事者の状況（令和2年3月）

※調査対象サービスにおいて、令和元年度に福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届出している事業所は、以下の問9にお答えください。それ以外の方は、回答は不要ですので問10にお進みください。

問9. 調査対象サービスの賃金改善状況別従事者数

令和2年3月31日時点の在籍者で、調査対象サービスに従事する職員について、賃金改善の対象となる職員のグループ別（グループ①：経験・技能のある障害福祉人材、グループ②：他の障害福祉人材、グループ③：その他の職種）・賃金改善の状況別に、実人数を記入してください。

※常勤・非常勤に関わらず、調査対象サービスに従事する職員全員について、実人数で記入してください。

※令和2年3月30日までに退職した者、令和2年3月31日時点で休職等により賃金・給与の発生していない者は含みません。

職 種	令和2年3月31日時点	
	総数 (実人数)	うち、職員分類変更特例の 適用者数 (実人数)
職員数	人	人
経験・技能のある障害福祉人材（グループ①）	人	人
月額平均8万円以上の賃金改善を実施した人数	人	人
改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施した人数	人	人
上記以外の賃金改善を実施した人数	人	人
うち、賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回っていた人数	人	人
賃金改善を実施しなかった人数	人	人
うち、賃金がすでに年額440万円を上回る人数	人	人
他の障害福祉人材（グループ②）	人	人
賃金改善を実施した人数	人	人
賃金改善を実施しなかった人数	人	人
その他の職種（グループ③）	人	
賃金改善を実施した人数	人	
賃金がすでに年額440万円を上回るため賃金改善できなかった人数	人	
上記以外の理由で賃金改善を実施しなかった人数	人	

※「うち、職員分類変更特例の適用者数」には、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出にあたり、職員分類の変更特例を適用している場合に回答してください。（特例適用がない場合は空欄のままです。）

※特例適用前はグループ②に分類される職員で、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員について、グループ①に分類した職員数を、「うち、職員分類変更特例の適用者数」の「経験・技能のある障害福祉人材（グループ①）」の欄に回答してください。

※特例適用前はグループ③に分類される職員で、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員について、グループ②に分類した職員数を、「うち、職員分類変更特例の適用者数」の「他の障害福祉人材（グループ②）」の欄に回答してください。

(ページ調整のための余白ページ 問10は次ページ)

*** 記入内容について確認させていただく場合がありますので、調査票の複写を1部お手元に保存いただきますようお願いいたします。 ***

*** 調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。 ***

障害福祉サービス等報酬改定検証調査 (令和2年度調査)の実施について(案)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた各調査のスケジュール(案)

第5回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」
(H31.2.15) 資料3抜粋
(一部更新)

	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度
報酬改定検証調査	<p>【調査事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問系サービスの支援の実態調査 ・ 地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査 ・ 生活介護のあり方に関する実態調査 (改定概要①②) ・ 共同生活援助(グループホーム)における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」の利用状況に関する調査研究 (改定概要⑩) ・ 相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥当性に関する調査研究 ・ 就労移行支援及び就労継続支援サービスの提供実態に関する調査研究 (改定概要⑧⑨) 	<p>【調査事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護における支援に関する調査 (改定概要①②) ・ 短期入所における支援に関する調査 (改定概要①②) ・ 障害者支援施設における支援に関する調査 (改定概要①②) ・ 相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥当性及び相談支援事業所における加算の算定状況等に関する調査研究 ・ 障害児通所支援事業所における加配加算と人員配置に関する調査 ・ 各種加算減算の算定状況等の実態調査 	<p>【調査事項案 (今回の議題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>訪問系サービスの支援の実態調査</u> ・ <u>施設入所における摂食・嚥下機能支援の実態調査</u> ・ <u>共同生活援助事業における夜間支援の実態調査</u> ・ <u>障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の受け入れ実態調査</u> ・ <u>居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態調査</u> ・ <u>障害児入所施設の支援の実態調査</u>
総合福祉推進事業等 厚労科研	<p>【厚労科研】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支援法の見直しに向けたサービスの実態の把握及びその効果の検証のための研究 (改定概要⑦) ※ 重度障害者等包括支援の利用実態等 ・ 障害福祉サービス等報酬における医療的ケア児の判定基準確立のための研究 (改定概要⑬) <p style="text-align: right;">等</p>	<p>【厚労科研】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援等におけるモニタリング実施標準期間の改定に伴う効果検証についての研究 (改定概要⑭) <p style="text-align: right;">等</p>	
	<p>【総合福祉推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事提供体制加算等に関する実態把握 (改定概要③④) ・ 障害者虐待の未然防止等に関する研究 (改定概要⑤) ・ 居宅介護の支援の実態調査 (改定概要⑥) ・ 就労移行支援事業所における効果的な支援と就労定着支援の実態及び課題に係る調査研究 (改定概要⑩) ・ グループホームを利用する障害者の生活実態に関する調査研究 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>【総合福祉推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活援助 (グループホーム) における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」に関する調査研究 (改定概要⑪) <p style="text-align: right;">等</p>	

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要取りまとめ

障害福祉サービス等報酬改定検証調査(令和2年度調査)の実施について(案)

- 障害福祉サービス等報酬改定検証調査(令和2年度調査)については、以下のとおり実施してはどうか。

調査概要及びスケジュール

1. 調査の目的

次期報酬改定(令和3年度)に向け、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて検討が必要とされた事項や、平成30年度報酬改定の効果検証に必要な事項等について調査を行い、各サービスの提供実態等を把握することを目的とする。

2. 実施調査

- (1) 訪問系サービスの支援の実態調査
- (2) 施設入所における摂食・嚥下機能支援の実態調査
- (3) 共同生活援助事業における夜間支援の実態調査
- (4) 障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の受け入れ実態調査
- (5) 居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態調査
- (6) 障害児入所施設の支援の実態調査

※ 別紙1～6にて各調査等の概要をお示しする。別紙は現時点の素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。

3. 今後のスケジュール(予定)

- ～4月頃 : 厚生労働省において、仕様書を作成し、受託機関を決定
- 4～5月頃 : 受託機関の決定後、受託機関と厚生労働省にて、調査票(案)を作成する。
- 5～6月頃 : 有識者及び受託機関により構成された調査検討委員会において、調査票(案)等の更なる検討を行う。
- 7～8月頃 : 調査実施、集計(※ 可能な範囲で速報値集計を行う。)
- ～令和3年2月頃 : 調査検討委員会において、分析方法等を検討し、検討結果を踏まえ、集計・分析・検証
- 3月頃 : 調査結果のとりまとめ、報告書公表

1. 訪問系サービスの支援の実態調査

1. 調査背景・目的

- 平成30年度調査において、訪問系サービスの基本的なデータを把握したが、継続して訪問系サービスの支援の実態を把握する。また、従業者等の資格の取得状況等を把握し、今後の報酬改定に向けた基礎資料とする。
また、その他、国保連データでは把握できない支給の実態を把握するために調査を行う。

2. 調査対象

- 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所

3. 主な調査項目

- ・事業所の基礎情報(事業所設立年月日、経営主体等)
- ・職員数
- ・従業者及びサービス提供責任者の資格取得の状況
- ・実利用者数
- ・具体的なサービス内容の実態(家事援助の内容、入院中の重度訪問介護、同行援護における長時間利用の実態、居宅内での行動援護の実態)
- ・サービスの質の向上における取り組み状況(特に同行援護)
- ・その他

2. 施設入所における摂食・嚥下機能支援の実態調査

1. 調査背景・目的

- 障害者の健康・栄養状態の維持や食生活の質の向上を図るために、平成21年から経口移行加算及び経口維持加算が導入され、摂食・嚥下機能の低下を評価しながら栄養管理が行われることになったが、加算の取得が進んでいない。
また、経口移行加算及び経口維持加算については、介護保険施設等においても同様の加算があったが、嚥下造影検査(VF)や嚥下内視鏡検査(VE)など、医療機関と連携した摂食・嚥下機能評価が困難な施設が多く、加算が伸び悩んだこともあり、介護保険施設等については、平成27年に評価方法の見直しを行い、支援の効果を上げている。
- 障害者施設においても、同様の課題が存在していることが想定されることから、入所施設における経口移行加算及び経口維持加算の阻害要因を把握の上、摂食嚥下機能に関する加算のあり方を検証し、今後の報酬改定に向けた基礎資料とする。

2. 調査対象

- 施設入所支援事業所

3. 主な調査項目

- ・経口移行加算、経口維持加算、栄養ケアマネジメント加算の算定状況
- ・経口移行加算、経口維持加算の実施体制(人員、時間、支援内容等)
- ・経口移行加算、経口維持加算に関する取組内容や阻害要因
- ・食事観察(ミールラウンド)の状況
- ・摂食嚥下に関する取組の効果 等

3. 共同生活援助事業における夜間支援の実態調査

1. 調査背景・目的

- 共同生活援助(グループホーム)では、利用者に対して夜間に必要な支援を提供できる体制を確保している場合、夜間支援等体制加算の算定を可能としている。
- 平成30年度障害者総合福祉推進事業において、日本グループホーム学会が行った調査研究によれば、16時頃から翌9時頃までの夜勤の中で休憩時間を長時間としているケースも見られる。
- こうした状況を踏まえ、共同生活援助事業所における夜間支援業務及び休憩時間の実態を把握した上で、夜間支援等体制加算のあり方を検証し、今後の報酬改定検討に向けた基礎資料とする。

2. 調査対象

- 共同生活援助事業所

3. 主な調査項目

- ・共同生活住居数
- ・共同生活住居ごとの夜間支援等体制(人員、時間、支援内容等)
- ・共同生活住居ごとの夜間支援等体制加算の算定状況
- ・共同生活住居ごとの夜勤者の雇用形態
- ・夜勤者の給与等の額 等

4. 障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の受け入れ実態調査

1. 調査背景・目的

- 医ケア児等が動ける・動けないは、現在報酬上の直接の区別がないが、動ける医ケア児等は通常より大きな手間がかかるため、報酬上の評価のあり方を検討する必要がある。
- 医療的ケア児等(特に、いわゆる「動ける医療的ケア児」)の受け入れ実態を把握することで、看護職員加配加算等の医ケア児等評価の参考とする。

2. 調査対象

- 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、生活介護事業所、共同生活援助事業所

3. 主な調査項目

- 医療的ケア児等を受け入れている場合
 - 施設類型(医療型、重心型等)、利用定員、受け入れ医ケア児数
 - 看護職員加配加算、児童指導員等加配加算等の取得状況
 - 医療的ケアの内容、看護職員加配加算の判定スコアの該当状況
 - 状態像(運動機能の状況、発達段階、医療機器抜去を防ぐための見守りの要否等)
 - 職種別の職員数(保育士、児童指導員、看護師等)
- 医療的ケア児等を受け入れていない場合
 - 実施に当たっての課題や懸念

1. 調査背景・目的

- 居宅訪問型児童発達支援の利用実態を把握し、事業実施における事業者の課題と拡充のための方策についての検討材料とする。

2. 調査対象

- 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所
(現在居宅訪問型を実施していない事業所についても、今後実施するに当たっての課題を聴取するために調査対象に含める)

3. 主な調査項目

- 利用児童の状態像
 - ・ 重度障害による外出困難児
 - ・ 人工呼吸器等の医療的ケア児
 - ・ 感染症のおそれのある児 等
- 利用状況(週の利用日数)
- 他の障害児サービスとの併用状況

6. 障害児入所施設の支援の実態調査

1. 調査背景・目的

- 令和元年度地方分権改革推進提案や障害児入所施設の在り方に関する検討会における指摘等を踏まえ、福祉型・医療型障害児入所施設における加算体系の見直し等の検討材料とする。

2. 調査対象

- 福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設

3. 主な調査項目

- 医療型障害児入所施設に入所している強度行動障害児に支援を行った場合の報酬上の取扱いの実例
- 医療型障害児入所施設に入所している児童が外泊した場合の報酬上の取扱いの実例
- 小規模グループケア加算と重度障害児支援加算の重複取得の状況 等

障害福祉分野の最近の動向

（目次）

1. 障害福祉制度をとりまく状況
2. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

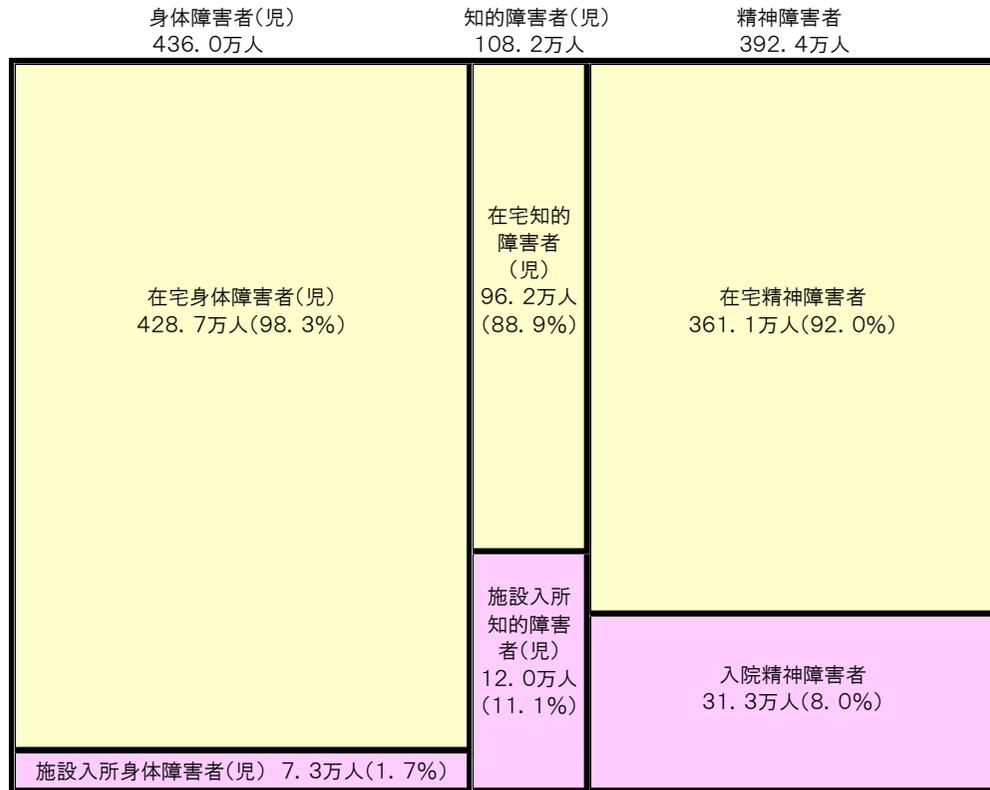
1. 障害福祉制度をとりまく状況

障害者の数

- 障害者の総数は936.6万人であり、人口の約7.4%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は108.2万人、精神障害者は392.4万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

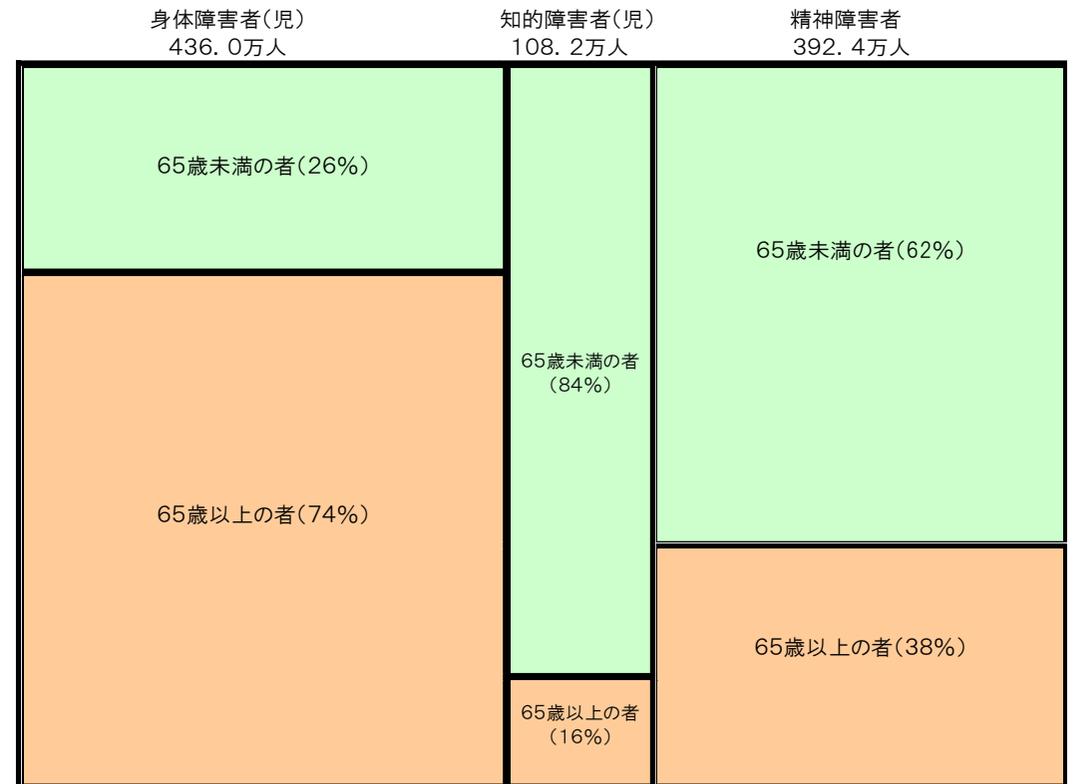
(在宅・施設別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)
 うち在宅 886.0万人(94.6%)
 うち施設入所 50.6万人(5.4%)



(年齢別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)
 うち65歳未満 48%
 うち65歳以上 52%



※ 身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成27年(施設)の調査等、精神障害者数は平成26年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

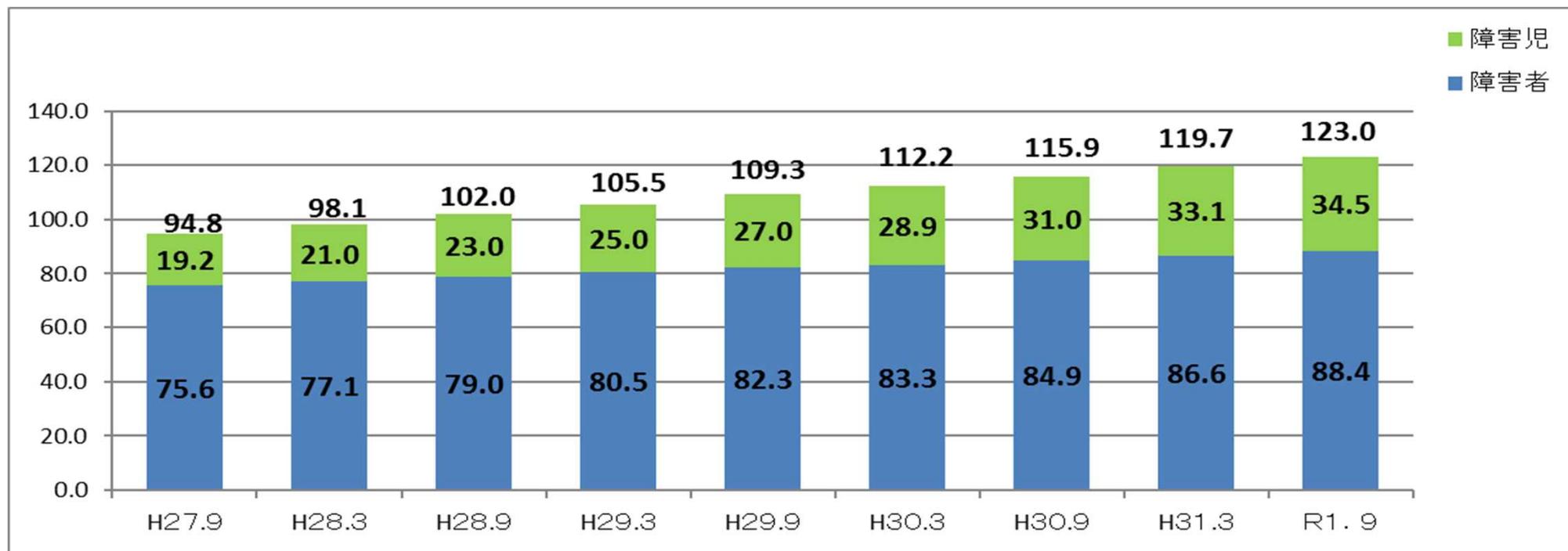
※ 平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※ 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※ 複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

利用者数の推移(6ヶ月毎の利用者数推移)(障害福祉サービスと障害児サービス)

(単位:万人)



○平成30年9月→令和元年9月の伸び率(年率)..... 6.1%

(令和元年9月の利用者数)

このうち	身体障害者の伸び率.....	1.5%	身体障害者.....	22.1万人
	知的障害者の伸び率.....	3.1%	知的障害者.....	40.8万人
	精神障害者の伸び率.....	8.8%	精神障害者.....	23.8万人
	障害児の伸び率.....	11.0%	難病等対象者...	0.3万人 (3,276人)
			障害児.....	36.0万人 (※)

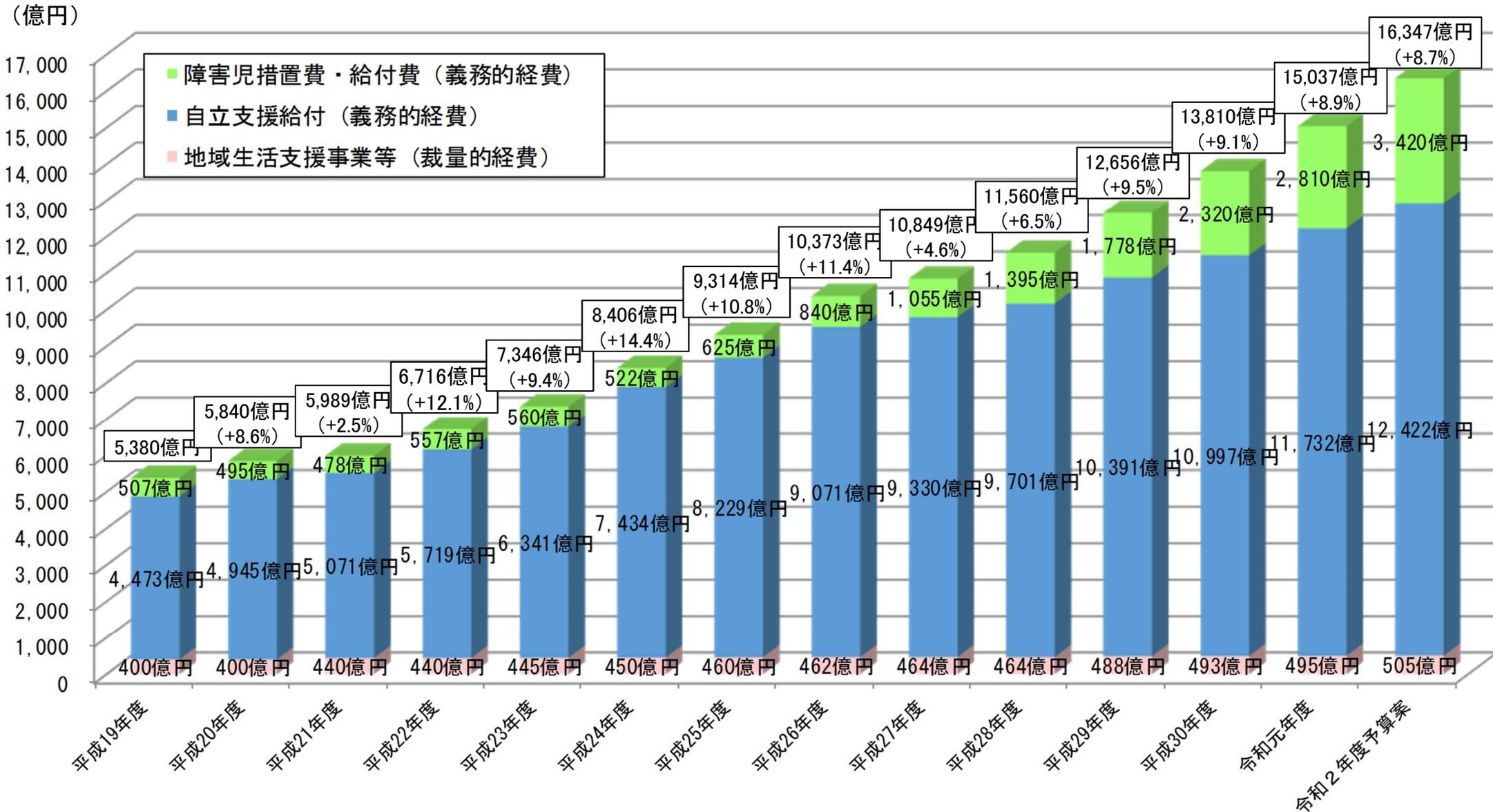
(※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)

※各年代の前年同月における伸び率

20歳以上30歳未満.....	5.0%	50歳以上60歳未満.....	6.2%
30歳以上40歳未満.....	3.7%	60歳以上65歳未満.....	3.1%
40歳以上50歳未満.....	2.2%	65歳以上.....	6.2%

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は13年間で約3倍に増加している。



(注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

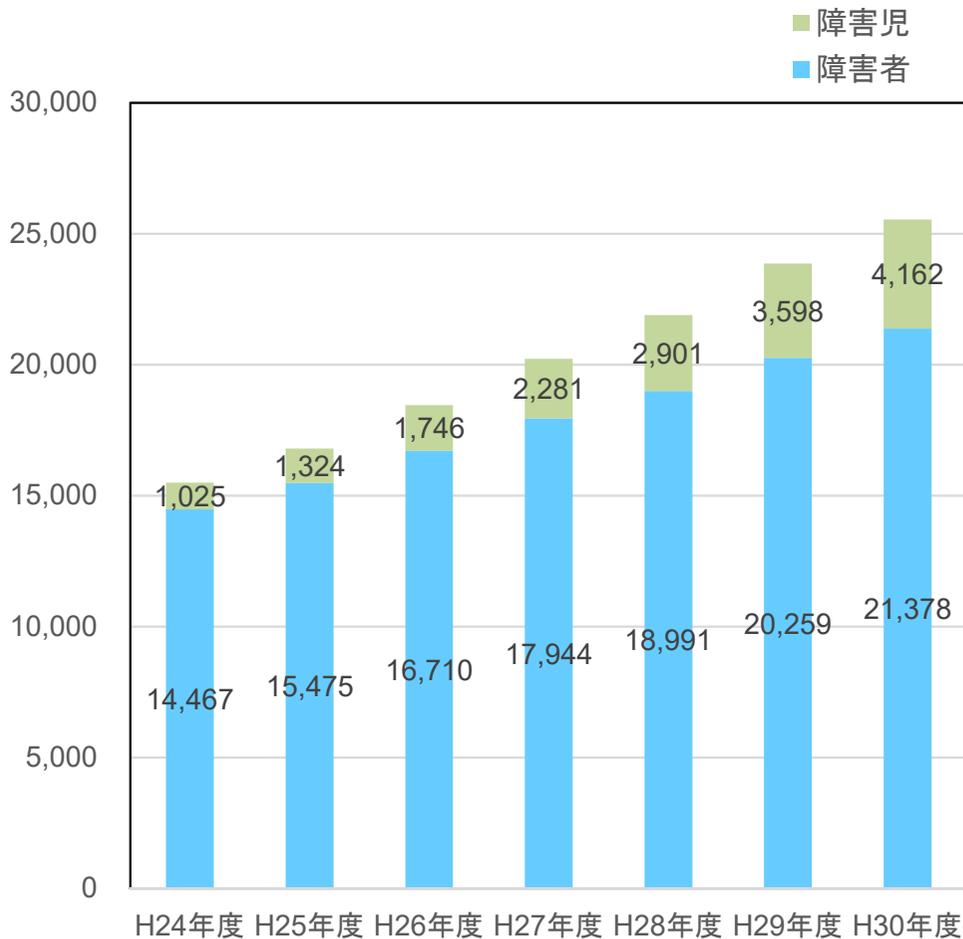
(注3) 平成29年度以降の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

障害福祉サービス等における総費用額及び1人当たりの費用月額推移

- 障害福祉サービス等における総費用額は増加傾向にあり、平成29年度から平成30年度の伸び率は、全体で7.1%、障害者サービスで5.5%、障害児サービスで15.7%となっている。
- また、一人当たりの費用月額をみると、障害者サービス、障害児サービスともに増加傾向にある。

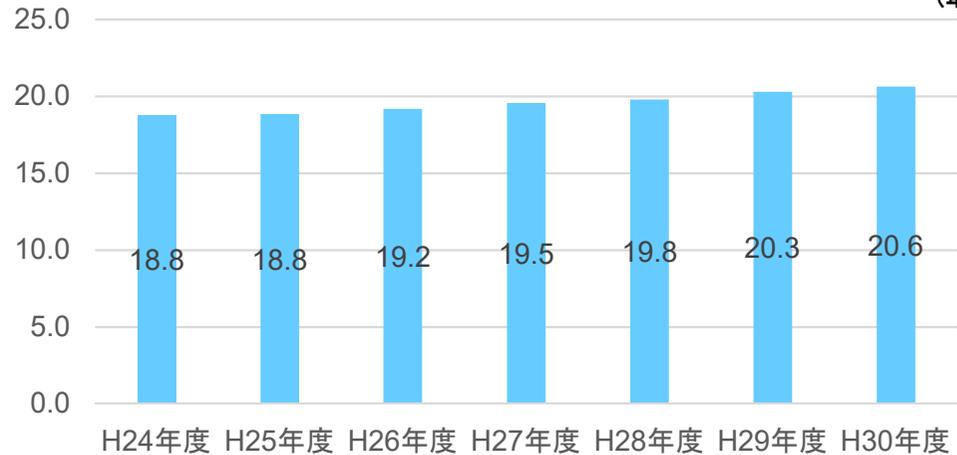
○総費用額の推移

(単位:億円)



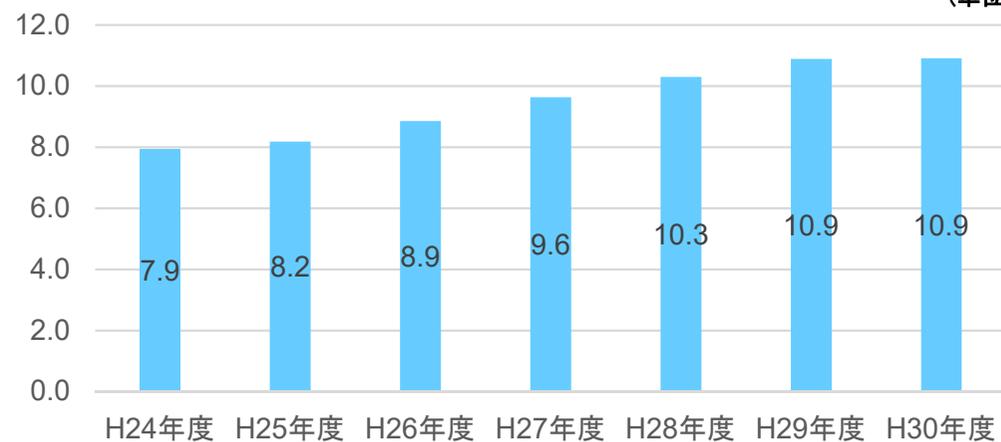
○1人当たりの費用月額の推移(障害者サービス)

(単位:万円)



○1人当たりの費用月額の推移(障害児サービス)

(単位:万円)

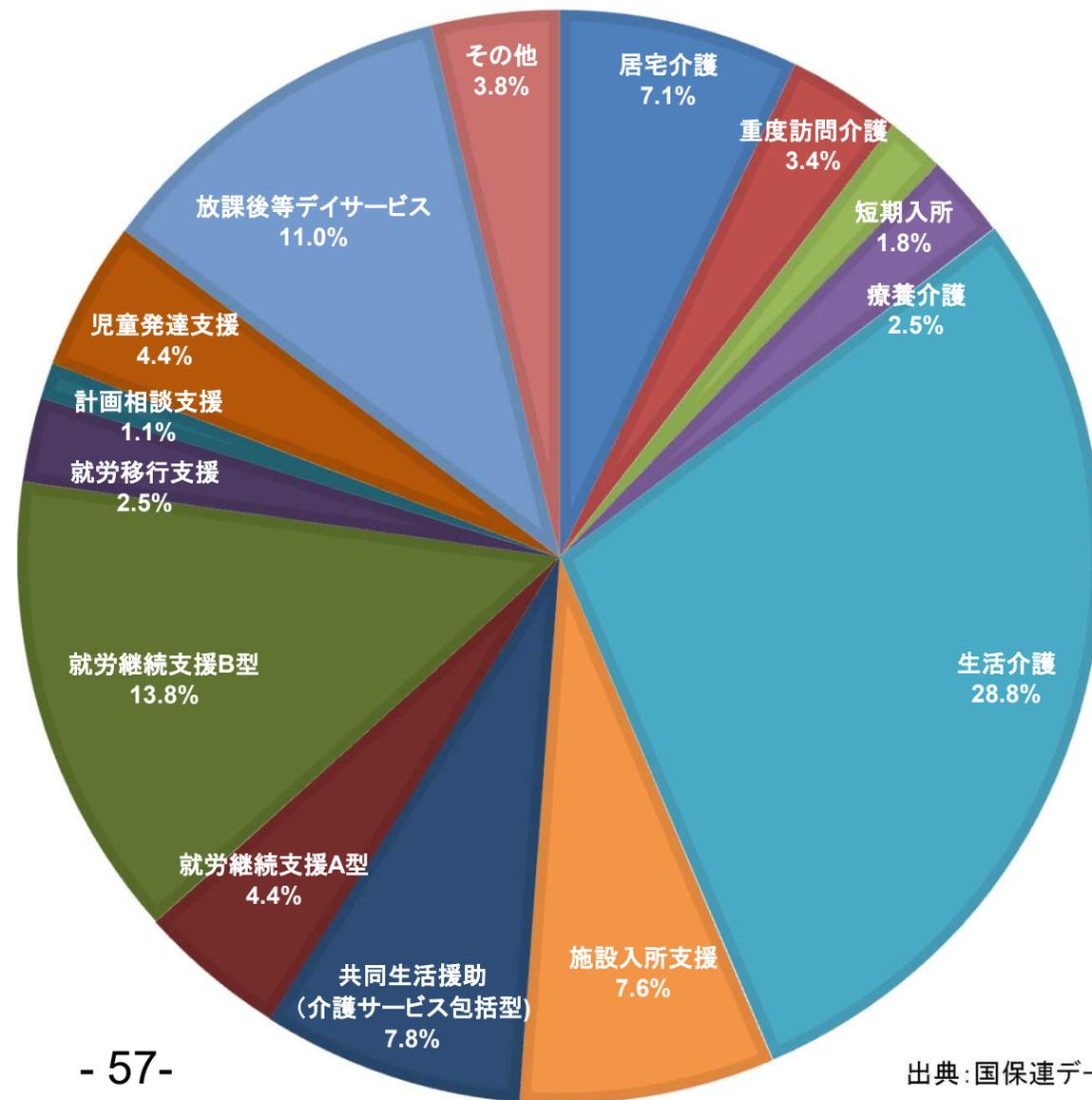


※ 一人当たりの費用額には計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は含まない。

障害福祉サービス等におけるサービス種類別に見た総費用額及び構成割合

平成30年度	総費用額(億円)	
	金額	比率
合計	25,540	100.0%
居宅介護	1,825	7.1%
重度訪問介護	859	3.4%
短期入所	448	1.8%
療養介護	635	2.5%
生活介護	7,365	28.8%
施設入所支援	1,943	7.6%
共同生活援助(介護サービス包括型)	1,993	7.8%
就労継続支援A型	1,121	4.4%
就労継続支援B型	3,531	13.8%
就労移行支援	636	2.5%
計画相談支援	272	1.1%
児童発達支援	1,130	4.4%
放課後等デイサービス	2,811	11.0%
その他	972	3.8%
同行援護	188	0.7%
行動援護	133	0.5%
重度障害者等包括支援	4	0.0%
自立生活援助	1	0.0%
共同生活援助(外部サービス利用型)	145	0.6%
共同生活援助(日中サービス支援型)	15	0.1%
宿泊型自立訓練	49	0.2%
自立訓練(機能訓練)	28	0.1%
自立訓練(生活訓練)	172	0.7%
就労移行支援(養成施設)	1	0.0%
就労定着支援	11	0.0%
地域移行支援	3	0.0%
地域定着支援	3	0.0%
障害児相談支援	96	0.4%
医療型児童発達支援	10	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	0	0.0%
保育所等訪問支援	12	0.0%
福祉型障害児入所施設	52	0.2%
医療型障害児入所施設	51	0.2%

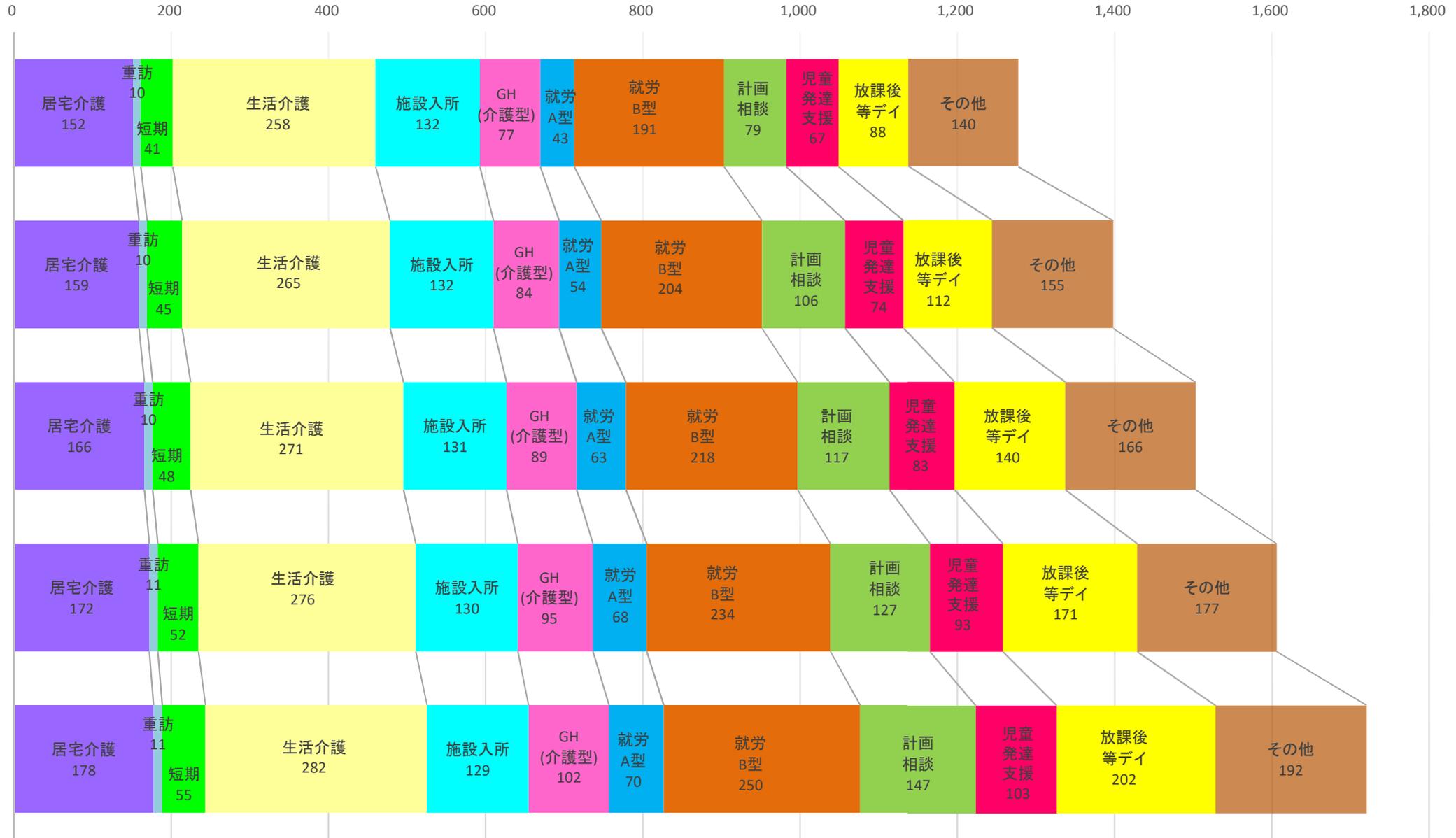
- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 短期入所
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 共同生活援助(介護サービス包括型)
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 就労移行支援
- 計画相談支援
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- その他



※端数処理の関係で内訳の合計は総数に一致しない。

障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た利用者数の推移(各年度月平均)

(単位:千人)

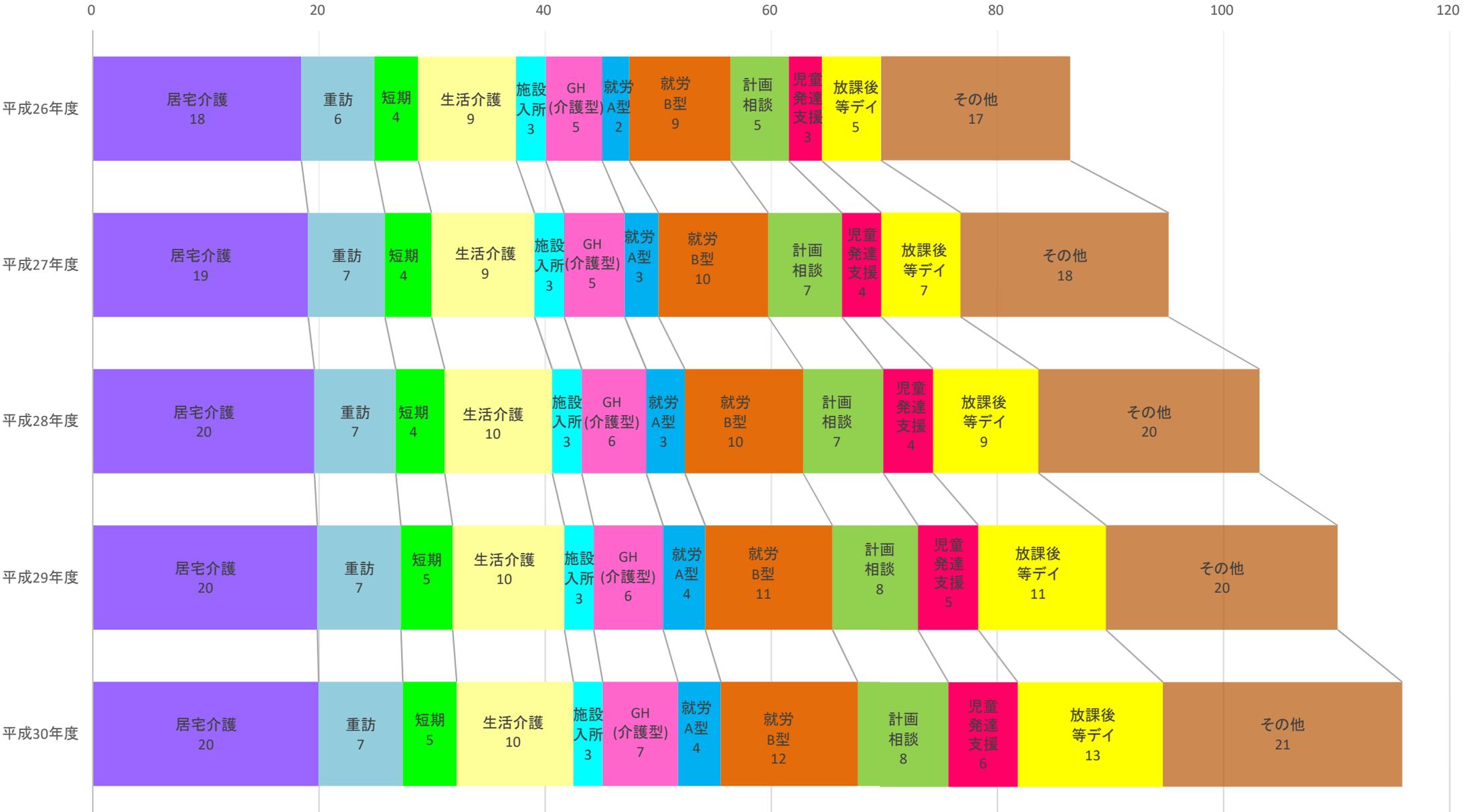


注:その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助(外部サービス利用型、日中サービス支援型)、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典:国保連データ

障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た事業所数の推移（各年度月平均）

(単位:千)

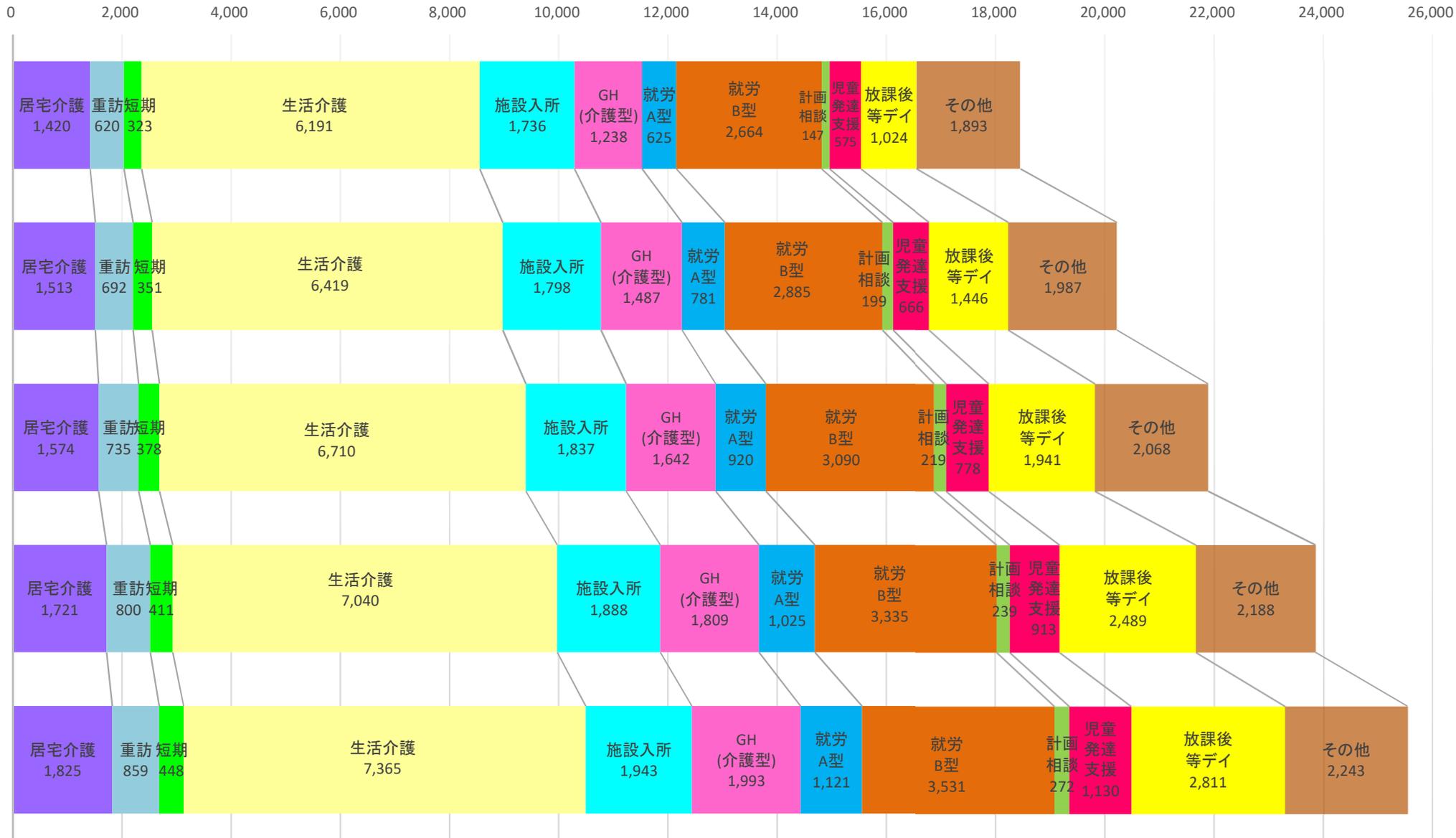


注:その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助(外部サービス利用型、日中サービス支援型)、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典: 国保連データ

障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た総費用額の推移(各年度合計)

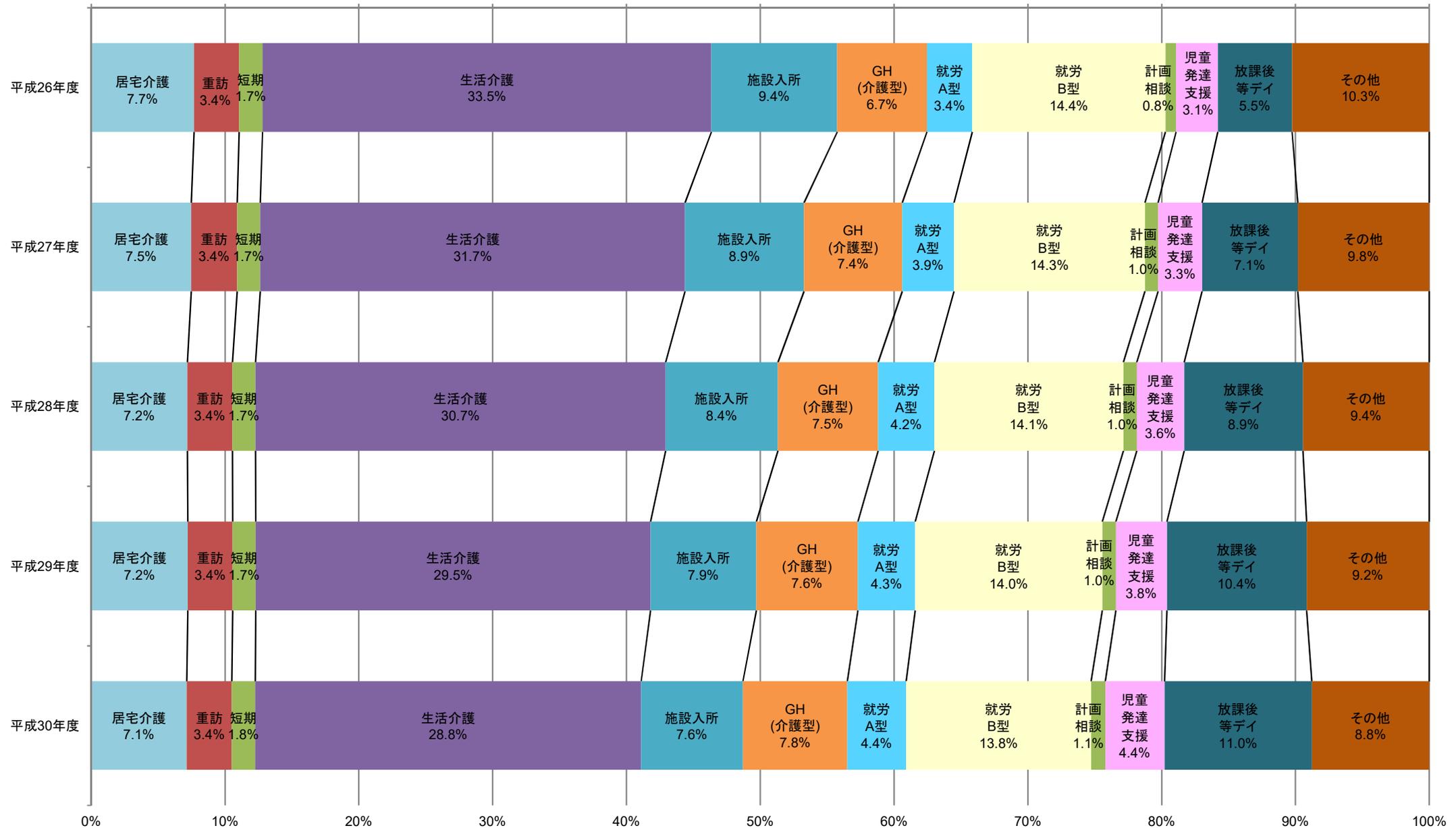
(単位:億円)



注:その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助(外部サービス利用型、日中サービス支援型)、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典:国保連データ

障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た総費用額構成割合の推移(各年度合計)

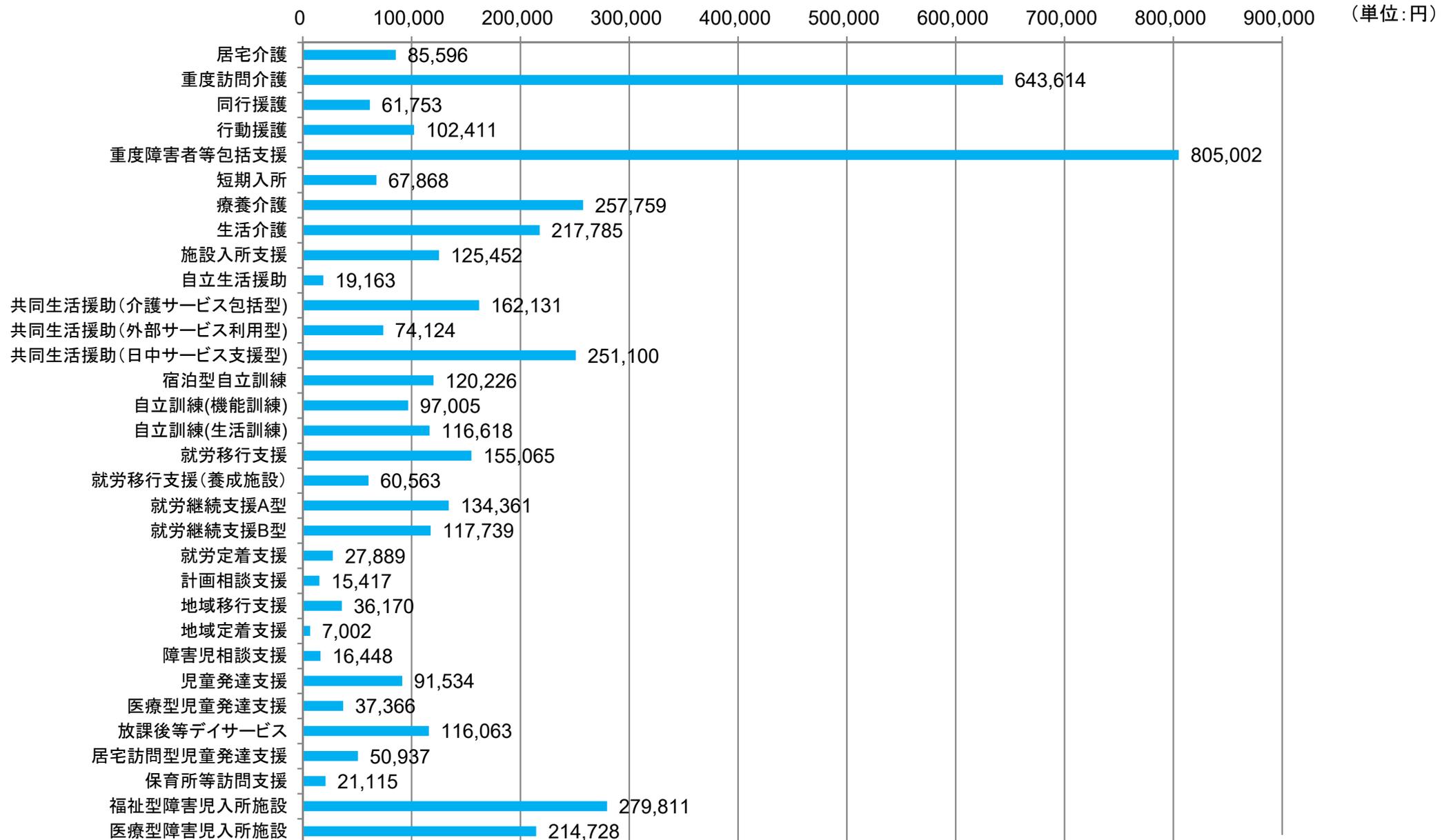


注:その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助(外部サービス利用型、日中サービス支援型)、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典:国保連データ

障害福祉サービス等におけるサービス種類別に見た1人当たりの費用額(平成30年度月平均)

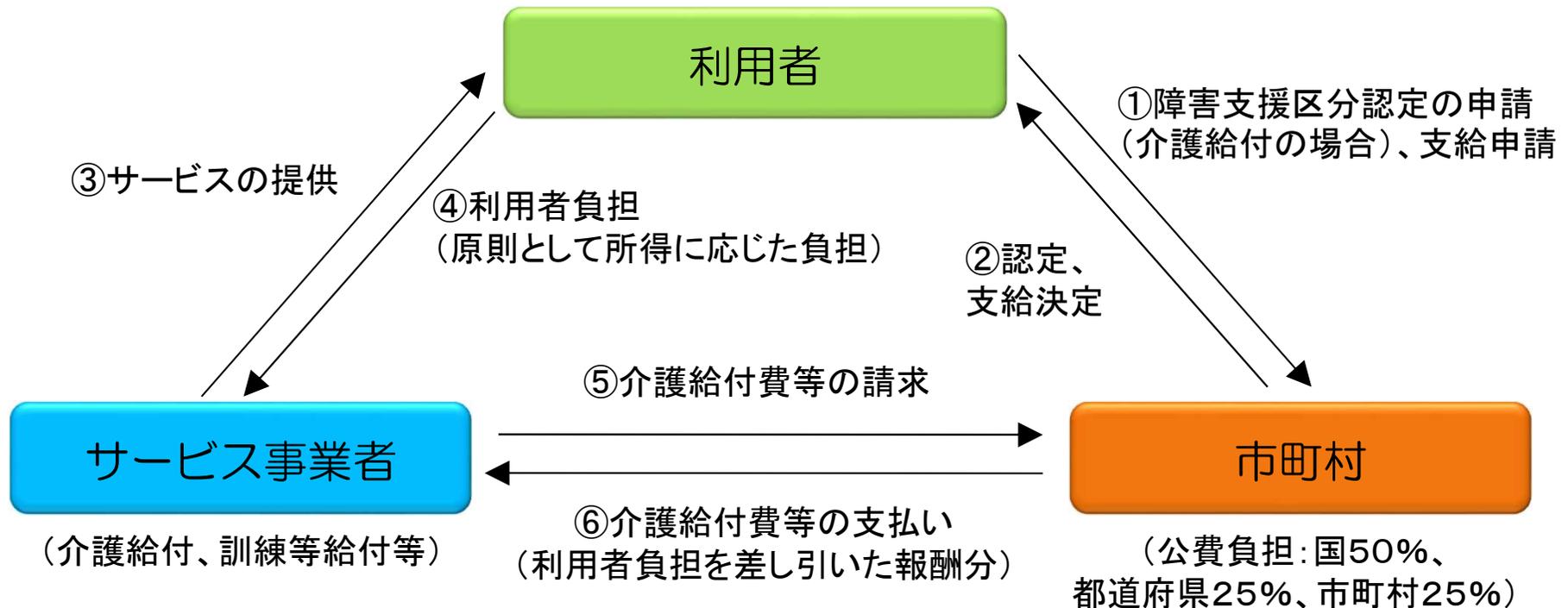
- 障害者サービスでは、重度障害者等包括支援、重度訪問介護、療養介護において、1人当たりの費用月額が高くなっている。
- 障害児サービスでは、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設において、1人当たりの費用月額が高くなっている。



障害福祉サービス等報酬について

- 障害福祉等サービス報酬とは、事業者が利用者に障害福祉サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- 障害福祉サービス等報酬は各サービス毎に設定されており、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

【障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ(概要)】



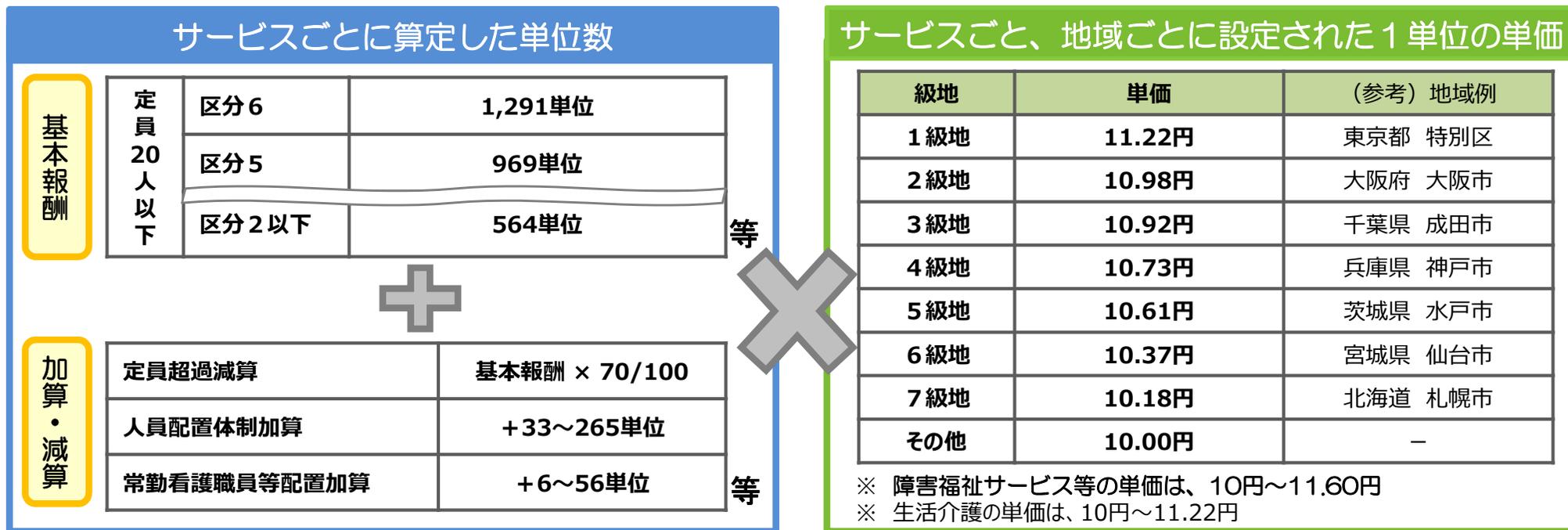
障害福祉サービス等報酬の仕組み

- 障害福祉サービス等報酬は、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定している。(障害者総合支援法第29条第3項等)
- 利用者に障害福祉サービス等を提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を障害福祉サービス等報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、地域ごと、サービスごとに1単位の単価を設定している。

事業者を支払われるサービス費(利用者は所得に応じた自己負担) =

① サービスごとに算定した単位数 × ② サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価

【障害福祉サービス報酬の算定】 (生活介護の例)



事業者を支払われるサービス費(利用者は所得に応じた自己負担)

障害福祉サービス等報酬の改定率の経緯

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成21年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○良質な人材の確保 ○事業者の経営基盤の安定 ○サービスの質の向上 ○地域生活基盤の充実 ○中山間地域等への配慮 ○新体系への移行促進 	+ 5.1%
平成24年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉・介護職員の処遇改善の確保 ○物価の動向等の反映 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○経営実態等を踏まえた効率化・重点化 	+ 2.0%
平成26年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○消費税率の引上げ(8%)への対応 	+ 0.69%
平成27年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉・介護職員の処遇改善 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○サービスの適正な実施等 	± 0%
平成29年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉人材の処遇改善 	+ 1.09%
平成30年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援 ○医療的ケア児への対応等 ○精神障害者の地域移行の推進 ○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進 ○障害福祉サービスの持続可能性の確保 	+ 0.47%
令和元年10月改定	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉人材の処遇改善 ○消費税率の引上げ(10%)への対応 	+ 2.00%

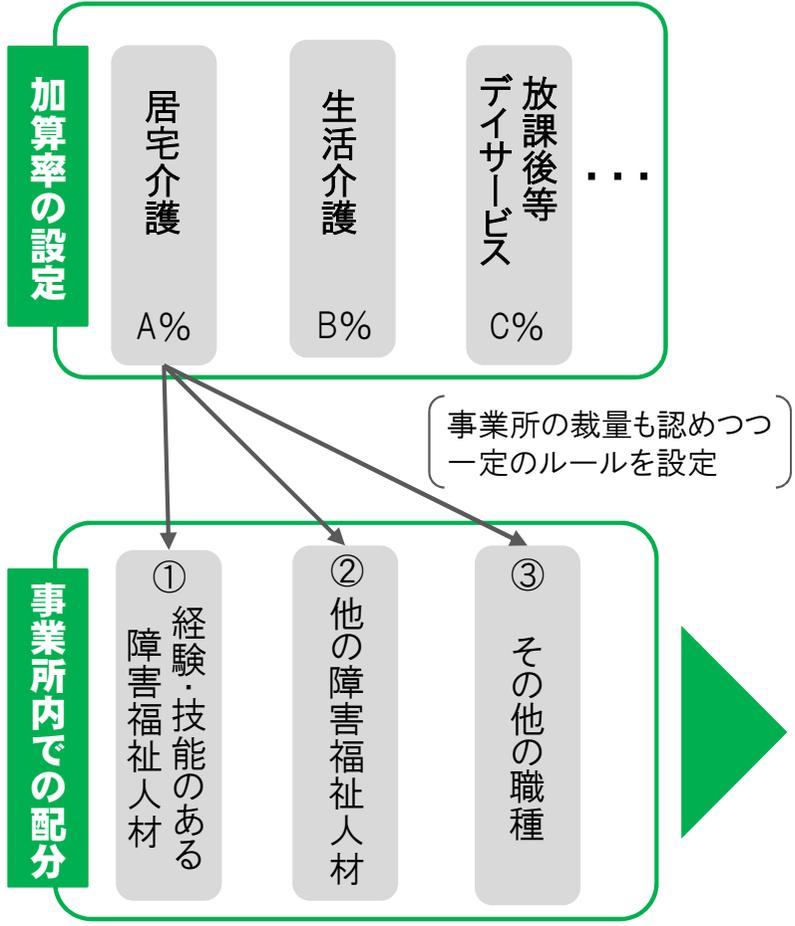
新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の更なる処遇改善

令和元年度報酬改定
※ 改定率換算+1.56%

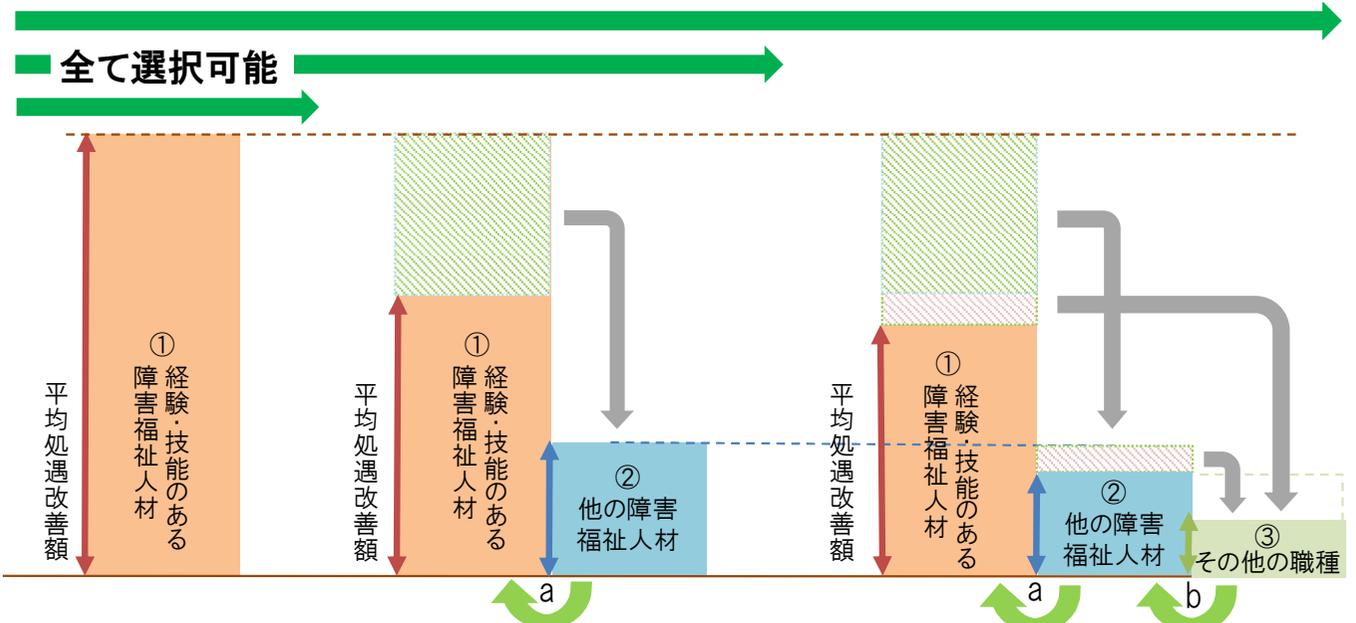
○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。
具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。
また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

・10年以上の介護福祉士等(※)の数に応じて設定
・加算率は二段階に設定



- ▶ ①経験・技能のある障害福祉人材において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保
→ リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を実現
 - ▶ 平均の処遇改善額が、
 - ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、②他の障害福祉人材の2倍以上とすること
 - ・ ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと
- ※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士等を基本とし、勤続10年の考え方は事業所の裁量で設定(小規模な事業所等で合理的な説明があれば、リーダー級を設定しなくても可)
※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能
※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能



▶ a, b: 経験若しくは技能等を鑑みて、通常の職員分類では適正な評価ができない職員の特性を考慮し、一定のルールのもと、法人・事業所の裁量で職員分類の変更を行うことができる。(障害独自の特例)

※ 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、
児童発達支援管理責任者及びサービス提供責任者

<消費税率引上げに伴う報酬改定率について>

- 消費税率10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、本検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。

- 障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う(2019年10月実施)。
- 障害福祉サービス等報酬 +0.44%

※1 消費税率8%引上げ時の対応と同様に直近の平成29年障害福祉サービス等経営実態調査の結果を用いて課税経費割合を算出し、これに税率引上げ分(110/108-1)を乗じて改定率を算出する。

※2 改定率0.44% = 23.9% (障害福祉サービス等全体の課税経費割合) × (110/108-1)

<報酬改定の方法について>

- 基本報酬単位数への上乗せ

課税経費割合(※)に税率引上げ分(110/108-1)を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

※ 課税経費割合 = 1.0 - 人件費比率 - その他の非課税品目率

- 加算の取扱い

各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新基本報酬単位数 = 現行の基本報酬単位数 × (基本報酬単位上乗せ率 + 加算に係る上乗せ率)

2040年を展望した社会保障・働き方改革の検討について

趣旨

- 2040年を見通すと、現役世代(担い手)の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業も増加。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、①多様な就労・社会参加の環境整備や②健康寿命の延伸を進めるとともに、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上を図りつつ、④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を進めることが必要。
- このため、「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」を設置するとともに、部局横断的な政策課題について、従来の所掌にとらわれることなく取り組むためプロジェクトチームを設けて検討する。

2040年を展望した社会保障・働き方改革本部

横断的課題に関するプロジェクトチーム

本部長 : 厚生労働大臣

本部長代理 : 厚生労働副大臣
厚生労働大臣政務官

事務局長 : 政策統括官(総合政策担当)

本部長代理 : 厚生労働事務次官、厚生労働審議官、
医務技監、その他部局長

①健康寿命延伸PT(疾病予防・介護予防に関する施策等)

主査: 奈尾審議官(健康局) 副主査: 八神審議官(保険局)、大坪審議官、江崎統括調整官

②疾病・介護予防、健康づくり実証事業推進PT(予防・健康づくりの実証事業)

主査: 奈尾審議官(健康局) 主査代理: 山下医療介護連携政策課長
副主査: 佐々木厚生科学課長、田口歯科保健課長、神ノ田健康課長、江浪がん・疾病対策課長、岡野認知症施策推進室長、眞鍋老人保健課長、熊木国民健康保険課長、朝川参事官

③医療・福祉サービス改革PT(ロボット、AI、ICTの実用化等)

主査: 諏訪園審議官(老健局) 副主査: 迫井審議官(医政局)、江崎統括調整官

④高齢者雇用PT(高齢者の雇用就業機会の確保等)

主査: 達谷窟高齢・障害者雇用開発審議官 副主査: 岸本審議官(職業安定局)、井内審議官(人材開発統括官)

⑤就職氷河期世代活躍支援PT(就職氷河期世代の活躍支援)

主査: 土屋厚生労働審議官
副主査: 井内審議官(人材開発統括官)、小林職業安定局長、藤澤雇用環境・均等局長、谷内社会・援護局長、定塚人材開発統括官、伊原政策統括官、山田審議官(統計、総合政策、政策評価担当)

⑥障害者雇用・福祉連携強化PT(雇用施策と福祉施策の連携等)

主査: 土屋厚生労働審議官 副主査: 達谷窟高齢・障害者雇用開発審議官、橋本障害保健福祉部長

⑦地域共生PT(縦割りを越えた地域における包括的な支援体制の整備等)

主査: 中村審議官(政策統括官(総合政策担当))
副主査: 辺見審議官(社会・援護局)、依田審議官(子ども家庭局)、橋本障害保健福祉部長、諏訪園審議官(老健局)

⑧賃金底上げPT(最低賃金を含む賃金引き上げをしやすい環境の整備等)

主査: 土屋厚生労働審議官
副主査: 吉永審議官(労働基準局)、吉田医政局長、浅沼生活衛生・食品安全審議官、坂口労働基準局長、小林職業安定局長、藤澤雇用環境・均等局長、渡辺子ども家庭局長、谷内社会・援護局長、橋本障害保健福祉部長、大島老健局長、濱谷保険局長、高橋年金局長、定塚人材開発統括官、伊原政策統括官

※プロジェクトチームにおける検討を基に改革案を審議

障害者雇用・福祉連携強化PTについて

構成

主査:厚生労働審議官

副主査:職業安定局高齢・障害者雇用開発審議官、社会・援護局障害保健福祉部長

主な検討事項(現段階のイメージ)

- ・ 障害者の就労支援全体の在るべき(目指すべき)姿
- ・ 地域の就労支援機関の連携の強化
- ・ 通勤支援の在り方
- ・ 職場等における支援の在り方
- ・ 障害者雇用率制度の対象障害者の範囲
- ・ 障害者雇用率制度における就労継続支援A型事業所の雇用者の評価
- ・ 就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の取扱い
- ・ 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保の在り方 等

(参考)開催状況

- | | | |
|------|------------|--|
| 第1回 | 令和元年7月25日 | 議事:(1)今後の検討の進め方について (2)その他 |
| 第2回 | 令和元年8月7日 | 議事:(1)障害者雇用と福祉の連携強化に向けた検討体制の充実(案)について (2)その他 |
| 第3回 | 令和元年10月2日 | 議事:関係者ヒアリング① (社会福祉法人りべるたす 理事長 伊藤佳世子氏(重度障害者の就労支援について)) |
| 第4回 | 令和元年10月7日 | 議事:関係者ヒアリング② ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 副統括研究員 春名由一郎氏 (海外事例について)) |
| 第5回 | 令和元年10月18日 | 議事:(1)分身ロボットカフェの視察について (2)その他 |
| 第6回 | 令和元年11月12日 | 議事:関係者ヒアリング③(公益社団法人全国脊髄損傷者連合会(代表理事 大濱 眞氏)、一般社団法人日本ALS協会(会長 嶋守 恵之氏)(通勤支援や職場等における支援等の在り方について)) |
| 第7回 | 令和元年12月9日 | 議事:関係者ヒアリング④(社会福祉法人日本視覚障害者団体連合(会長 竹下義樹氏)(同上)) |
| 第8回 | 令和元年12月9日 | 議事:関係者ヒアリング⑤(社会福祉法人日本身体障害者団体連合会(会長 阿部一彦氏)(同上)) |
| 第9回 | 令和元年12月13日 | 議事:関係者ヒアリング⑥(一般社団法人日本経済団体連合会(労働政策本部長 正木義久氏)、日本労働組合総連合会(総合労働局長 仁平章氏)(同上)) |
| 第10回 | 令和元年12月24日 | 議事:(1)教育分野との連携について (2)その他 ※文部科学省との意見交換 |

※ PTでの検討状況については、適宜、社会保障審議会障害者部会及び労働政策審議会障害者雇用分科会に報告、議論

2. 平成30年度障害福祉サービス等 報酬改定について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系**とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

事業所数： 106事業所
利用者数：1,301人
※国保連データ（令和元年9月）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
 - ※ 世話人の配置が3:1の場合

(1) 区分6	1,098単位
：	：

※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



2～10人

2～10人

+

短期入所1～5人

- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。

- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

事業所数： 175事業所
利用者数： 789人
※国保連データ（令和元年9月）

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

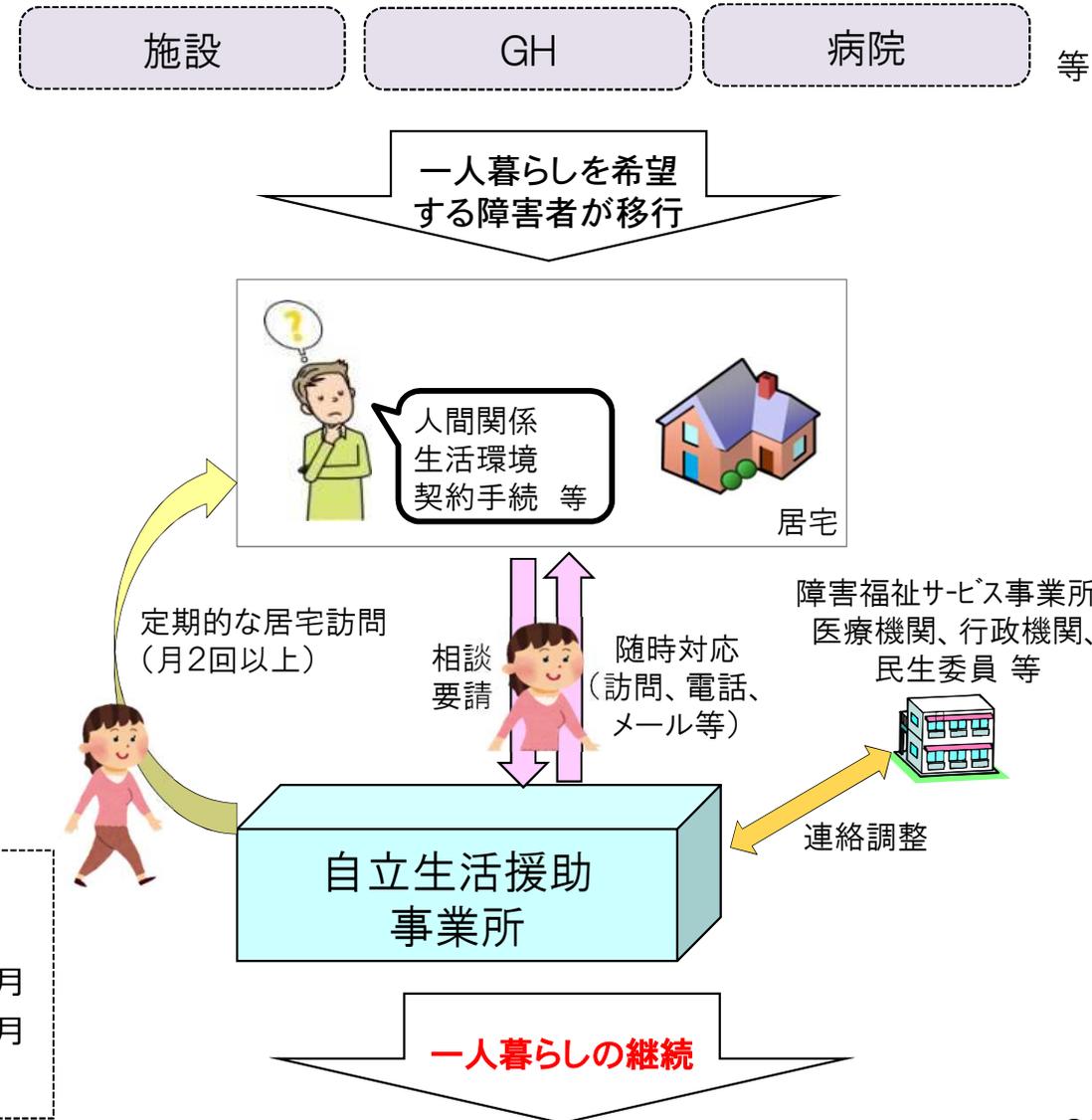
支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
 - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32（令和2）年度）では、平成32（令和2）年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成30年4月時点における整備状況 89市町村、30圏域
令和2年度末までに整備予定 681市町村、164圏域
（全国：1,741市町村、189圏域）

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
 - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
 - ・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
 - ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）
+50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

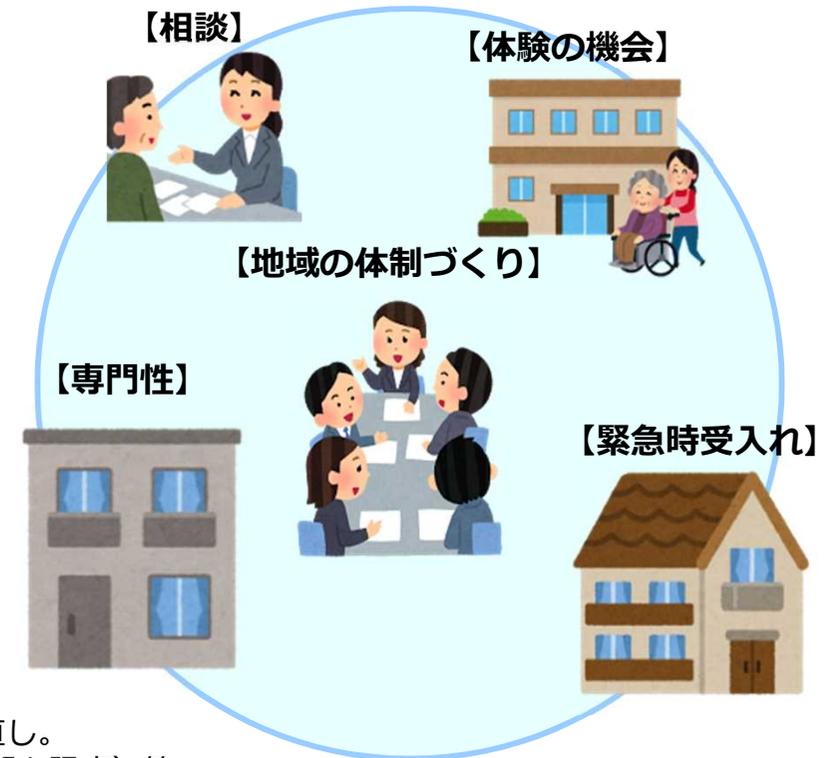
【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
 - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算） 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
 - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）

地域生活支援拠点等



共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）

見直し前

山間地域など近くに事業所がない場合、遠方の事業所までの通所が必要。



見直し後

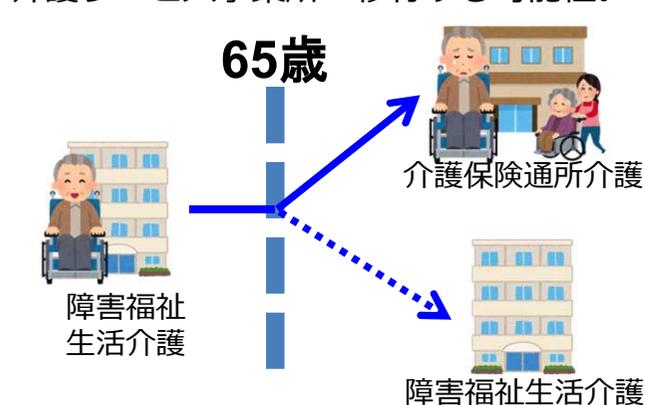
近隣の通所介護事業所が共生型生活介護になることで、身近な場所でのサービスが可能に。



○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）

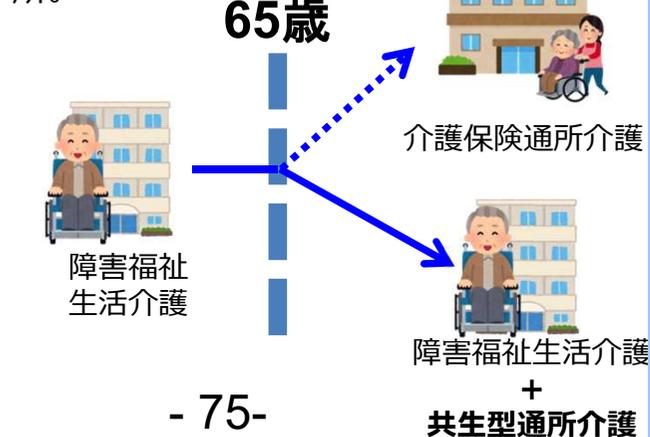
見直し前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



見直し後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所。



【障害福祉サービス等報酬の例】

- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位
- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

【例】

- ・ サービス管理責任者配置等加算（新設）
58単位
- ・ 共生型サービス体制強化加算（新設）
 - ① 児童発達支援管理責任者を配置
103単位
 - ② 保育士又は児童指導員を配置
78単位
等

医療的ケア児者に対する支援の充実

【障害児向けサービス】

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 福祉型障害児入所施設
- 居宅訪問型児童発達支援【新サービス】



➤ 看護職員加配加算の創設

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。

➤ 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ）

医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。

➤ 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】

医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。

➤ 送迎加算の拡充

送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。

【夜間対応・レスパイト等】

- 短期入所



➤ 福祉型強化短期入所サービス費の創設

医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。

【障害者向けサービス】

- 生活介護



➤ 常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケア者を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。

【支援の総合調整】

- 計画相談支援
- 障害児相談支援



➤ 要医療児者支援体制加算の創設

医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者支援する体制を有している場合を評価する。

➤ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設

医療機関、保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。

「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

事業所数： 54事業所
利用者数： 110人
※国保連データ（令和元年9月）

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

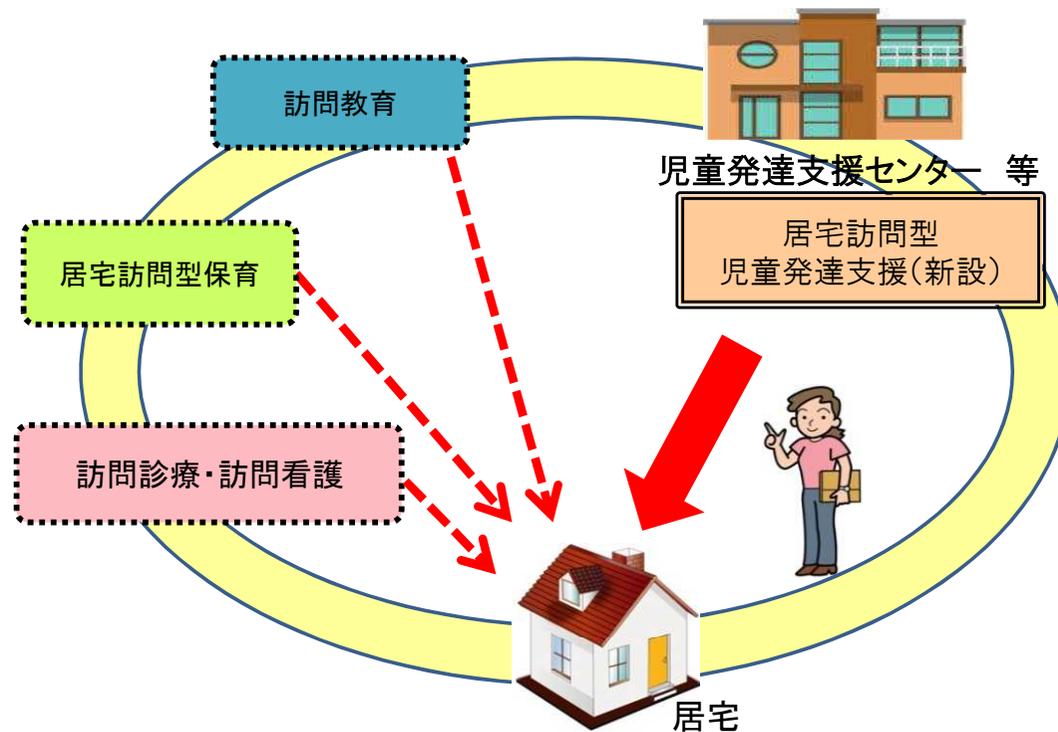
- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位 - 77-



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

利用者の状態や提供時間に応じた放課後等デイサービスの報酬の見直し

1. 基本報酬の見直し

- 現行一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。
- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。
- この他、経営実調における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を踏まえ、基本報酬について一定の適正化を図る。

[現行の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 473単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※678単位）
- (2) 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 611単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※816単位）



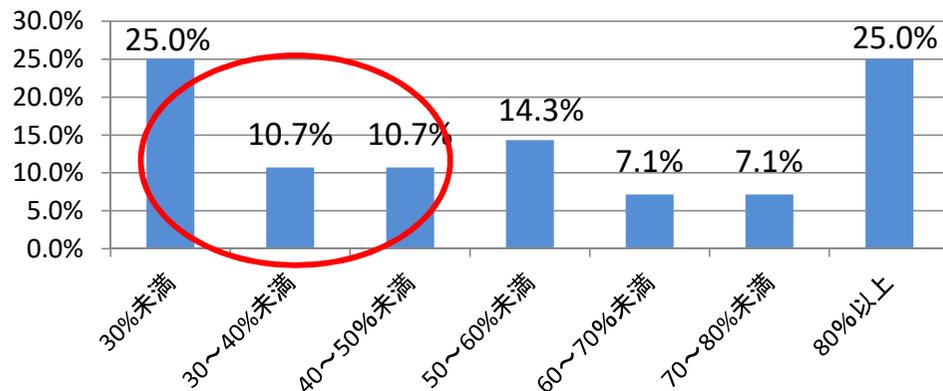
[見直し後の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合
- (2) 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合

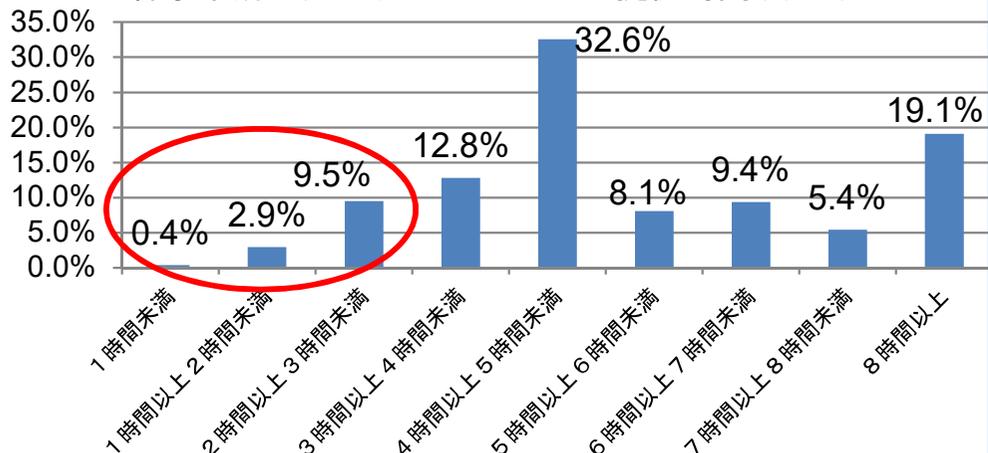
	指標該当	それ以外	
(1) 授業の終了後に行う場合 ・利用定員が10人以下の場合	通常時間	656単位	609単位
	短時間	645単位	596単位
(2) 休業日に行う場合 ・利用定員が10人以下の場合	区分	787単位	726単位

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に組み込み

各事業所で中重度の障害児が利用者に占める割合



各事業所における1日のサービス提供時間(平日)



2. 加算の充実

- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。
- 関係機関連携加算の拡充：学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。
- 保育・教育等移行支援加算の創設：子ども子育て施策等への移行支援を行った場合に評価する。

155単位/日×2名分
1年に1回 → 1月に1回
500単位/回 等

精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

グループホームにおける精神障害者の支援の評価

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。



精神障害者地域移行特別加算 300単位/日
(退院から1年以内)

※ 加えて、日中サービス支援型共同生活援助(再掲)において、重度・高齢の精神障害者に対する支援を実施。

自立生活援助による訪問支援【再掲】

一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。



自立生活援助サービス費
利用者数を地域生活支援員の
人数で除した数が
30未満 1,547単位/月
30以上 1,083単位/月

地域移行支援における地域移行実績等の評価

精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。



(新) 地域移行支援サービス費 (I) 3,044単位/月

医療観察法対象者の受入れ促進

医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すため、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置や、訪問により支援を実施していることを評価。



社会生活支援特別加算 480単位/日

地域生活支援拠点等【再掲】

による地域全体で支える
提供体制の構築



就労継続支援における賃金・工賃の向上

(1) 就労継続支援A型の平均労働時間に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬

<人員配置 7.5 : 1 定員20人以下>

改定前	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位
	6時間以上7時間未満	603単位
	5時間以上6時間未満	594単位
	4時間以上5時間未満	586単位
	3時間以上4時間未満	498単位
	2時間以上3時間未満	410単位
	2時間未満	322単位

- 平均収支差率 +14.8%
(平成28年度決算)
- 利用者の1日の労働時間は、4時間以上5時間未満が最多

(2) 就労継続支援B型の平均工賃に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- 工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬

<人員配置 7.5 : 1 定員20人以下>

改定前	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位
	3万円以上4.5万円未満	621単位
	2.5万円以上3万円未満	609単位
	2万円以上2.5万円未満	597単位
	1万円以上2万円未満	586単位
	5千円以上1万円未満	571単位
	5千円未満	562単位

- 平均収支差率 +12.8%
(平成28年度決算)

	平均工賃月額
全体	15,033円
中央値	12,238円

「就労定着支援」の報酬の設定

事業所数：1,115事業所
利用者数：9,342人
※国保連データ（令和元年9月）

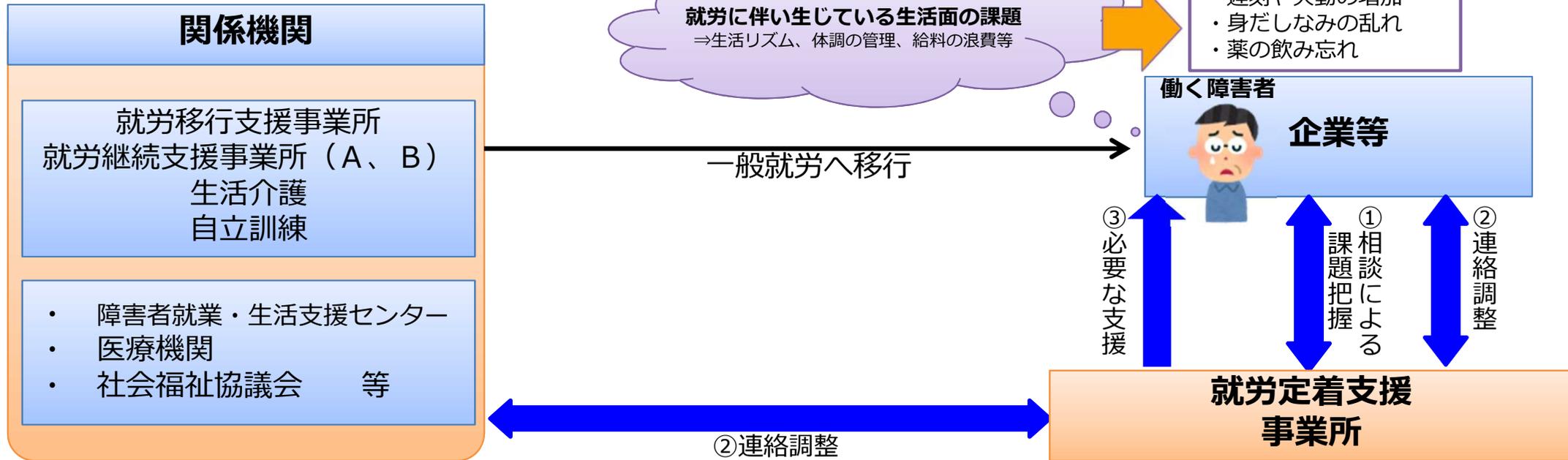
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。



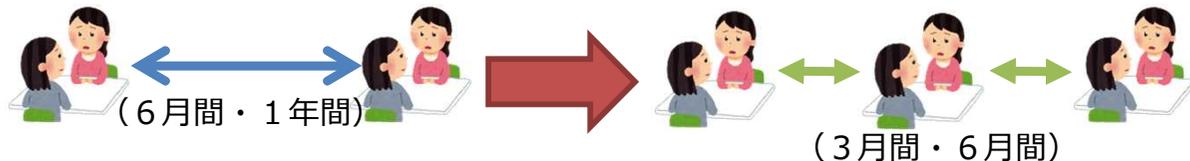
基本報酬

- 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。
就労定着支援サービス費 3,200単位/月（就労定着率9割以上）※
※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

①モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。



例：

- ・ 状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
- ・ 障害者支援施設入所者 1年→6月 等

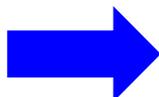
②相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

③特定事業所加算の見直し

- 相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。

特定事業所加算 300単位/月



特定事業所加算（Ⅰ） 500単位/月
特定事業所加算（Ⅱ） 400単位/月 等

④高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。
(初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等7項目)

- ・ 初回加算 300単位/月
- ・ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位/月 等



⑤計画相談支援の基本報酬の見直し

- 上記①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化。

現行
基本
報酬

④加算

③加算

新基本
報酬

送迎加算の見直し

1. 加算単位の見直し

- 加算の基本部分について、自動車維持費の低下等を踏まえた適正化を図る。

	(現行)	(改定後)
送迎加算 (I)	27単位/回	21単位/回
送迎加算 (II)	13単位/回	10単位/回

※ 現行単位を設定した平成24年と比べて燃費は向上。自動車維持費も低下（15,600円→11,800円：▲24.4%（月額民間調査））。

- 生活介護においては、重度者を送迎した場合の更なる加算について、2人での介護など手厚い支援が必要なことを踏まえ、引き上げる。

(現行)	(改定後)
14単位/回	28単位/回

2. 同一敷地内送迎の適正化

- 同一敷地内の事業所への送迎については、現行の加算単位より30%減算する。

※ 全体の1/3程度の送迎が同一敷地内で行われている。



3. 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算の見直し

- 就労継続支援A型については、自ら通うことが基本であることを再度徹底。
- 放課後等デイサービスについては、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう通知。